

芸西村地域防災計画

【資料編】

令和2年10月改訂

芸西村防災会議

目 次

1	条例・組織関連資料	1
1-1	防災会議条例	1
1-2	防災会議委員名簿	3
1-3	災害対策本部条例	4
1-4	消防団組織	5
1-5	芸西村、消防防災無線局 移動型回線構成図	6
1-6	村内、利用可能なアマチュア無線局	7
1-7	部落長住所一覧	8
2	災害危険区域	9
2-1	河川重要水防箇所	9
2-2	道路危険箇所（県管理）	10
2-3	緊急啓開道路、交通規制要請地点	11
2-4	交通途絶予想箇所	12
2-5	異常気象時主要交通規制箇所	13
2-6	急傾斜地危険箇所	14
2-7	急傾斜地崩壊危険区域（安芸土木事務所）	16
2-8	砂防指定地一覧表（安芸土木事務所）	16
2-9	土石流危険溪流（国土交通省所管）	17
2-10	山腹崩壊危険地区（林野庁所管）	19
2-11	崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）	19
2-12	ため池危険地区（農村振興局所管）	20
2-13	湛水危険区域（農村振興局所管）	20
3	施設関連資料	21
3-1	避難場所及び避難所	21
3-2	施設	25
3-3	集会所	25
3-4	避難道路	27
3-5	患者搬送先医療機関	28
3-6	臨時ヘリポート（場外離着陸場）予定地	28
3-7	防火水槽等一覧	29
3-8	村有車及び班員所有の車両	31
3-9	村内建設業者の所有車両	31
3-10	指定文化財一覧表	32
3-11	ゴミ及び廃棄物・遺体処理施設	32
3-12	芸西村指定給水装置工事業者一覧表	33
3-13	排水施設等工事業者一覧	36
3-14	危険物施設数	37

3-15	気象庁による震度階級関連解説表	38
3-16	海岸部、海拔の目安	41
3-17	全国瞬時警報システム（J-ALERT）通報番号リスト	42
3-18	観測所一覧	43
3-19	緊急対応時における必要燃料調査票	44
3-20	防災拠点施設受益範囲図	47
3-21	備蓄倉庫受益範囲図	48
4	協定・様式	49
4-1	被害状況報告書	49
4-2	用語の定義	50
4-3	罹災者台帳	52
4-4	罹災証明書	53
4-5	自衛隊派遣要請依頼書	55
4-6	自衛隊派遣撤収要請依頼書	56
4-7	避難者名簿	57
4-8	避難者カード	58
4-9	災害救助法の関連資料	59
4-10	協定及び契約	62
5	芸西村避難勧告等の判断・伝達マニュアル	64

1 条例・組織関連資料

1-1 防災会議条例

○芸西村防災会議条例

昭和38年2月13日

条例第1号

改正 平成24年9月13日条例第15号

改正 平成28年9月16日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、芸西村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芸西村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、村長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 村長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 高知県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 村の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 村の教育委員会の教育長
- (6) 村の消防団長
- (7) 村長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、11人とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月13日から施行する。

附 則 (平成24年9月13日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月16日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 防災会議委員名簿

No	所 属	任 命 日	備 考
1	安芸市消防本部 消防長	令和2年3月16日	1号該当
2	安芸福祉保健所 所長	令和2年3月16日	2号該当
3	安芸土木事務所 所長	令和2年3月16日	2号該当
4	南海トラフ安芸地域本部 本部長	令和2年3月16日	2号該当
5	安芸警察署 署長	令和2年3月16日	3号該当
6	芸西村 副村長	令和2年3月16日	4号該当
7	芸西村 健康福祉課長	令和2年3月16日	4号該当
8	芸西村 教育長	令和2年3月16日	5号該当
9	芸西村消防団 団長	令和2年3月16日	6号該当
10	自主防災組織連絡協議会 会長	令和2年3月16日	8号該当
11	陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊 第1中隊長	令和2年3月16日	8号該当
12	特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘 副施設長	令和2年3月16日	8号該当
13	医療法人おくら会 芸西病院 院長	令和2年3月16日	8号該当
14	介護老人保健施設リゾートヒルやわらぎ 施設長	令和2年3月16日	8号該当
15	芸西村社会福祉協議会 会長	令和2年3月16日	8号該当
16	芸西村 村長	令和2年3月16日	会長

1-3 災害対策本部条例

○芸西村災害対策本部条例

昭和38年2月13日

条例第2号

改正 平成22年12月16日条例第18号

平成24年9月13日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、芸西村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月13日から施行する。

附 則（平成22年12月16日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 消防団組織

(1) 消防団状況

令和2年4月現在

消防団数	分団数	団員数	条例定員	常時出動可能な団員数
1	3	84	90	66

階級別団員数						
団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
1	2	3	3	3	10	44

芸西村消防団		
第1分団	第2分団	第3分団

(2) 消防機械及び消防水利

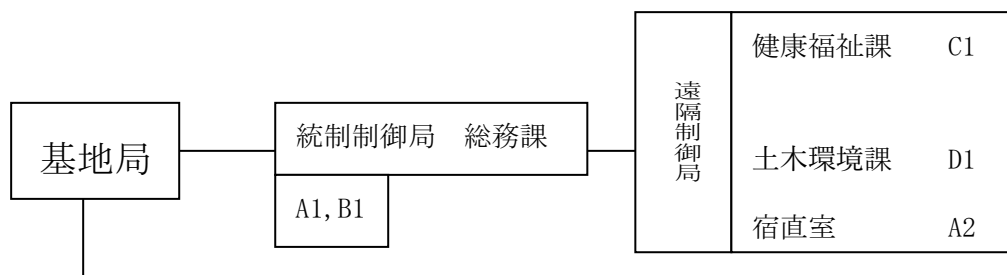
普通消防ポンプ 自動車	小型動力ポンプ数	消防用無線局		衛星携帯電話
		携帯無線局	移動無線局	
6	2	9	0	0

消防水利				
消火栓	防火水槽 (40m ³ 以上)	防火水槽 (20~40m ³)	防火水槽 (10m ³)	その他 (池・プール)
108	55	32	2	3

(3) 消防相互協定、応援協定の現況

名 称	年 月 日	締 結 者	区 分
消防事務委託に関する 管理協定書	昭和54年 4月1日	安芸市長	救急 予防
消防相互応援協定	昭和61年 4月1日	香南消防組合長	火災
〃	平成26年 4月1日	安芸市	〃

1-5 芸西村、消防防災無線局 移動型回線構成図



1	ぼうさいげいせいむら 1	芸西村役場公用車	企画振興課	ｽｽﾞｷ箱ﾊﾞﾝ	車載型 5W
2	ぼうさいげいせいむら 2	〃	産業振興課	ｽｽﾞｷ箱ﾊﾞﾝ	車載型 5W
3	ぼうさいげいせいむら 3	〃	総務課	ｽﾊﾞﾙサンﾊﾞｰ	車載型 5W
4	ぼうさいげいせいむら 4	〃	教育委員会	ｽｽﾞｷ箱ﾊﾞﾝ	車載型 5W
5	ぼうさいげいせいむら 11	〃	健康福祉課	ｽｽﾞｷ箱ﾊﾞﾝ	車載型 5W
6	ぼうさいげいせいむら 12	〃	土木環境課	ｽｽﾞｷ箱ﾊﾞﾝ	車載型 5W
7	ぼうさいげいせいむら 13	〃	土木環境課	ｽｽﾞｷﾄﾗｯｸ	車載型 5W
8	ぼうさいげいせいむら 14	〃	総務課	ﾄﾓﾀﾞﾌﾞﾘｽ	車載型 5W
9	ぼうさいげいせいむら 21	芸西村役場	総務課		集落可搬型 5W
10	ぼうさいげいせいむら 22	〃	〃		集落可搬型 5W
11	ぼうさいげいせいむら 23	〃	〃		集落可搬型 5W
12	ぼうさいげいせいむら 24	〃	〃		集落可搬型 5W
13	ぼうさいげいせいむら 25	〃	〃		集落可搬型 5W
14	ぼうさいげいせいむら 31	〃	〃		携帯型 1W
15	ぼうさいげいせいむら 32	〃	〃		携帯型 1W
16	ぼうさいげいせいむら 33	〃	〃		携帯型 1W
17	ぼうさいげいせいむら 34	〃	〃		携帯型 1W
18	ぼうさいげいせいむら 35	〃	〃		携帯型 1W

1-6 村内、利用可能なアマチュア無線局

所在地	免許人	電力	電波の型式及び周波数
芸西村馬ノ上 ■■■	■■■■■	50W	A3J 1.9, 3.5, 7, 14, 21, 28 MHz A3JF 144, 430 MHz
芸西村和食甲 ■■■	■■■■■	10W	A3J 3.5, 7, 21 MHz A3JF3 28, 50, 144 MHz
芸西村和食甲 ■■■■■	■■■■■	10W	A3JF3 50, 144, 430 MHz A3J 3.5, 7, 21, 28 MHz A3JF3 50, 144, 430 MHz

1-7 部落長住所一覧

令和2年4月現在

	部落名		氏名		部落名		氏名	
1	西分	西分浜西	■■■■■	20	馬ノ上	西組	■■■■■	
2		西分浜中	■■■■■	21		北組	■■■■■	
3		第二	■■■■■	22		城本	■■■■■	
4		第一	■■■■■	23		津野	■■■■■	
5		長谷	■■■■■	24		笹ヶ森	■■■■■	
6		松原	■■■■■	25		極楽	■■■■■	
7		郷西	■■■■■	26		憩ヶ丘	■■■■■	
8		郷中	■■■■■	27		西	■■■■■	
9		郷東	■■■■■	28		中	■■■■■	
10		和食	堀切	■■■■■		29	井ノ上	■■■■■
11			和食浜西	■■■■■		30	土居	■■■■■
12			和食浜中	■■■■■		31	芝	■■■■■
13			浜東	■■■■■		32	岡	■■■■■
14			浜浦	■■■■■		33	西地	■■■■■
15			叶木	■■■■■		34	東地	■■■■■
16			正路	■■■■■		35	中の城	■■■■■
17			下組	■■■■■		36	道家	■■■■■
18			下中	■■■■■		37	国光	■
19		中村	■■■■■	38		久重	■■■■■	

2 災害危険区域

2-1 河川重要水防箇所

(1) 重要水防箇所

河川又は 海岸名	所轄土木 事務所名	特に危険な場所及び対策							溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
		左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防 工法	公共 施設	一般戸 数	人口 (人)	耕地 (ha)	
長谷川	安芸	左 右	1,300 1,300	左 右	250 250	長谷	溢水	土俵積	1	13	47	4	村が指示 する場所
谷内川	安芸	左 右	1,150 1,150	左 右	200 200	入野	溢水	土俵積	1	0	0	8	集会所
和食川	安芸	左 右	1,000 1,000	左 右	250 250	入野	溢水	土俵積	1	10	32	10	集会所
和食川	安芸	左 右	1,800 1,800	左 右	500 500	岡	欠壊	土俵積	0	4	10	10	瓜生谷コ ミュニテ ィセンタ ー
和食川	安芸	左 右	1,350 1,350	左 右	100 100	和食	欠壊	土俵積	5	50	140	8	村が指示 する場所

(2) 水位観測所

設置者	水系名	河川名	観測 所名	観測所位置	水防団待 機水位	はん濫注 意水位	はん濫危 険水位	零点高 TP
県	和食川	和食川	和食	芸西村和食甲	1.50	1.90	5.20	1.90

(3) 雨量観測所

設置者	流域名	観測所名	観測所位置	観測人	備 考
芸西村	和食川	芸西村役場	和食甲 1262	総務課	

(4) 水門、樋門など

管理 機関名	河川名	名 称	所在地	操作担当 及び受託機関	施設の内容	備 考
安芸土木 事務所	和食川	水門	和食	芸西村		
芸西村	和食川	樋門	西分甲	芸西村		
芸西村	和食川	樋門	西分甲	芸西村		
芸西村	和食川2支 江の川	樋門	西分甲	芸西村		
芸西村	第7号幹線 排水路	排水機	和食	芸西村		
芸西村	第3号幹線 排水路	排水機	西分	芸西村		

2-2 道路危険箇所（県管理）

(1) 落石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）	備考
B216A005	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	200.0	
B216A010	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	330.0	
B216A015	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	380.0	
B216A020	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	390.0	
B216A025	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	125.0	
B216A030	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	125.0	
B216A035	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	165.0	
B216A040	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	105.0	
B216A045	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	155.0	
B216A045	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	50.0	
B216A050	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	85.0	
B216A055	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	155.0	
B216A060	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	205.0	
B216A065	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	140.0	
B216A070	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	230.0	
B216A075	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	20.0	
B216A080	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	240.0	
B216A085	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	340.0	
B216A095	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	115.0	
B216A100	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	70.0	
B216A105	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	60.0	
B216A110	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	105.0	
B216A115	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	100.0	
B216A120	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	115.0	
B216A125	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	225.0	
B216A130	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	180.0	
B216A135	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	215.0	
B216A140	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	120.0	
B216A145	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	120.0	
B216A150	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	160.0	
B216A155	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	110.0	
B216A160	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	185.0	

(2) 土石流

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
B216E005	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E010	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E015	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	20.0	
B216E020	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E025	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E030	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	10.0	
B216E035	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	5.0	
B216E040	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	10.0	
B216E045	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	15.0	

(3) 盛土災害

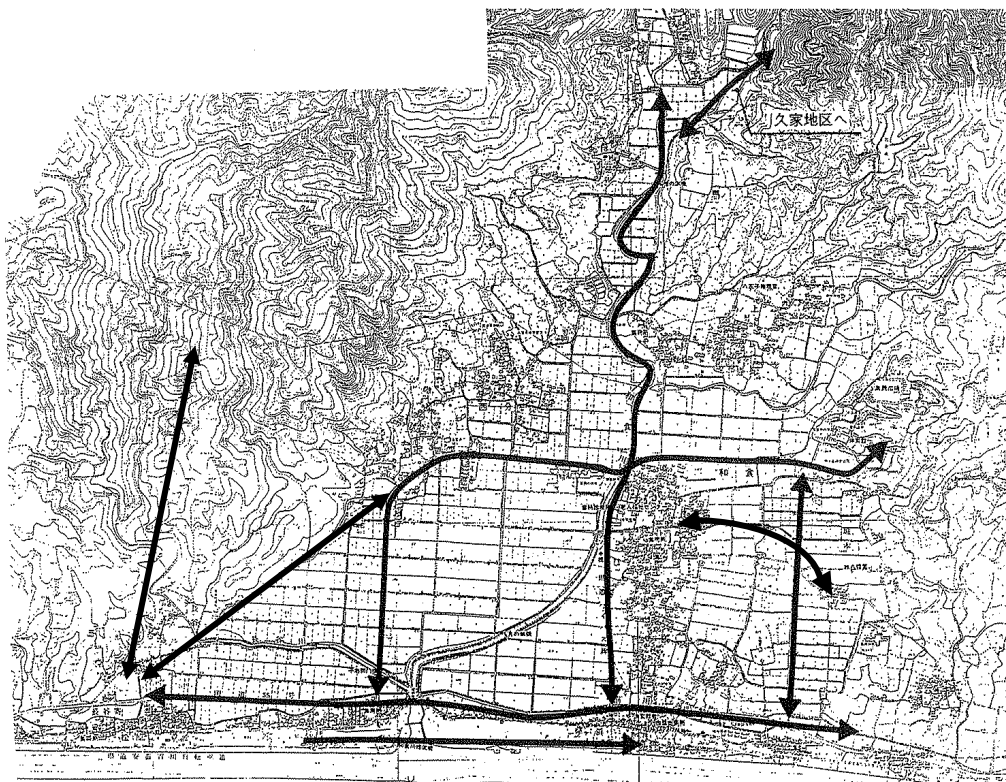
施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
B501F005	高知安芸自動車道	安芸郡芸西村	10.0	

(4) 擁壁

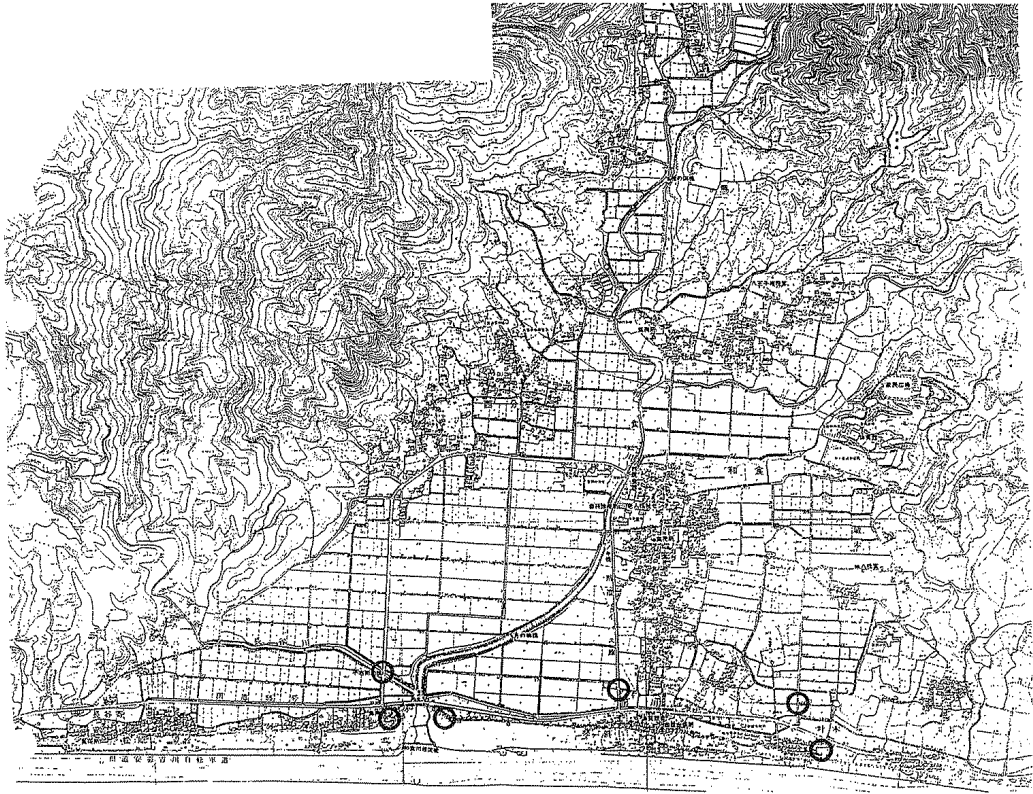
施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
B501G005	高知安芸自動車道	安芸郡芸西村	10.0	

2-3 緊急啓開道路、交通規制要請地点

(1) 緊急啓開道路



(2) 交通規制要請地点



2-4 交通途絶予想箇所



番号	路線名	予想される事態	同左区域	同左延長	区分	備考
1	道家	路欠・崩土	起点より終点	1,115m	村	代替路線なし
2	白木山	〃	〃	4,300m	村	〃
3	久重	〃	〃	442m	村	〃
4	白髪	〃	〃	7,745m	村	〃
5	赤野川	〃	〃	12,100m	村	〃
6	笹ヶ森	〃	〃	3,919m	村	〃
7	吉野	〃	〃	5,000m	村	〃
8	藤ノ上～横棒	〃	〃	4,000m	村	〃
9	羽尾～琴ヶ浜	〃	馬ノ上より終点	7,000m	県	〃
10	奥出	〃	起点より終点	2,792m	村	〃
11	瓜生谷	〃	〃	1,114m	村	〃
12	中谷分～井ノ内	路欠・溢水	〃	780m	村	〃
13	羽尾～琴ヶ浜	溢水	入野	300m	県	代替路線あり
14	堀切	路欠・崩土	起点より終点	1,327m	村	〃
15	東井ノ本	〃	〃	1,020m	村	〃
16	東井ノ本～下中内	溢水	小学校前	200m	村	〃
17	浜屋敷～樋ノ口	路欠・溢水	西分保育園前	300m	村	〃
18	井ノ本沢～大井田	〃	起点より終点	677m	村	〃
19	小谷田～西路線屋敷	〃	〃	245m	村	代替路線なし
20	浜屋敷～樋ノ口	溢水	国道との接点	100m	村	代替路線あり

2-5 異常気象時主要交通規制箇所

整理番号	路線名	担当土木事務所名	規制区間		交通量台/日	規制基準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路モニター
			自 郡市町村字至 郡市町村字	延長(km)		規制基準値 (mm)					
						通行注意時間雨量連続雨量	通行止時間雨量連続雨量				
79	羽尾琴ヶ浜線	安芸	安芸郡芸西村久重	7.6	200	なし	50 200	芸西村和食(河)	落石崩土	なし	1
83	高知安芸自転車道	安芸	安芸郡芸西村琴ヶ浜 安芸郡芸西村琴ヶ浜	0.9	—	なし	風速 10.0m/s 波高 5.0m	夜須町住吉(河)	越波	(国)55号	

2-6 急傾斜地危険箇所

(1) 斜面Ⅰ（保全対象人家5戸以上、又は公的施設等が存在する箇所）

ア 自然がけ

箇所 番号	箇所名	所在地		人家 戸数	保全対象			
		大字	小字		公共の建物		公共施設	
					種類	数	種類	数
369	道家	道家	本田	—	集会所	1	村道	20m
370	津野	和食乙	原田	7	集会所	1	村道	250m
371	金ヶ平	〃	附野	—	宿泊所	1	—	—
372	久重	馬ノ上	岡屋敷	2	集会所	1	村道	120m
373	赤松	〃	赤松	2	—	—	村道	240m
374	妙見口	〃	妙見口	6	—	—	村道	120m
375	瓜生谷	〃	岡	1	—	—	村道	300m
376	郷東	西分	配野屋敷	5	神社	1	—	—
377	小谷田	〃	南堀切	1	宿泊所	1	村道	130m
378	長谷（1）	西分甲	城山	4	地藏尊	1	村道	140m
379	北路屋敷	西分	北路屋敷	5	—	—	村道	50m
380	長谷（2）	〃	青木窪	15	—	—	村道	230m
381	拾五代	〃	小谷田	7	—	—	村道	150m
382	長谷（3）	〃	飯森	6	—	—	村道	180m
383	十代	〃	柿ノ木	5	—	—	村道	100m
384	浜西	〃	中畝	11	—	—	村道	100m
合計	16 か所							

イ 人工がけ

箇所 番号	箇所名	所在地		人家 戸数	保全対象			
		大字	小字		公共の建物		公共施設	
					種類	数	種類	数
385	憩ヶ丘	和食	北叶岡	6	—	—	—	—
386	琴ヶ浜	和食	琴ヶ浜西ノ浜林	13	—	—	国道	180m
387	中野城	馬ノ上	中ノ城	8	—	—	村道	100m
合計	3 か所							

(2) 斜面Ⅱ（保全対象人家1戸～4戸存在する箇所）

ア 自然がけ

箇所 番号	箇所名			保全対象				
		大字	小字	人家戸数	公共の建物		公共施設	
					種類	数	種類	数
485	東木山オチアイ	国光甲	東木山オチアイ	2	—	—	村道	60m
486	殿屋敷	国光	ノボリ	1	—	—	—	—
487	西白木山	〃	〃	1	—	—	—	—
488	セイノモト	道家	マトベ	1	—	—	—	—
489	芝ヤシキ（1）	〃	坂本ヤシキ	3	—	—	—	—
490	芝ヤシキ（2）	〃	〃	1	—	—	—	—
491	道家	〃	長田	1	—	—	—	—
492	附野南ノ谷	和食	笹ヶ森	1	—	—	—	—
493	笹ヶ岡	〃	〃	1	—	—	—	—
494	笹ヶ森（1）	〃	東富家ノ森	1	—	—	—	—
495	笹ヶ森（2）	〃	桜ヶ内	1	—	—	村道	50m
496	西広見	〃	西広見	1	—	—	—	—
497	津野（1）	和食乙	和田ノ丸	2	—	—	—	—
498	津野（2）	〃	津野	1	—	—	村道	80m
499	道家	馬ノ上	谷屋敷	1	—	—	村道	50m
500	花谷	〃	花谷	—	—	—	—	—
501	角石（1）	〃	角石	1	—	—	—	—
502	赤谷	〃	赤谷	1	—	—	—	—
503	山ノ頭	〃	山ノ頭	1	—	—	村道	20m
504	馬ノ上	〃	西谷口	1	—	—	村道	20m
505	野々尻（1）	〃	仁井田	1	—	—	—	—
506	野々尻（2）	〃	野稲尻	3	—	—	県道	130m
507	山野	〃	王子杜	3	—	—	—	—
508	王子杜	〃	〃	1	—	—	村道	60m
509	角石（2）	〃	芝屋敷	2	—	—	村道	110m
510	九代	〃	蓑谷	3	—	—	村道	110m
511	流畑（1）	〃	北一向	1	—	—	村道	30m
512	流畑（2）	西分	鷺尾谷	1	—	—	村道	40m
513	土ヶ谷	〃	一向	3	—	—	—	—
514	大日	〃	皿ノ谷	4	—	—	村道	180m
515	茶屋ヶ森	〃	茶屋ヶ森	1	—	—	—	—
516	山屋敷	〃	南堀切	4	—	—	村道	120m
517	西分甲	〃	土ヶ谷	1	—	—	—	—
518	山神下谷	西分甲	谷田口	2	—	—	—	—

箇所 番号	箇所名	保全対象						
		大字	小字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
					種類	数	種類	数
519	西ノ岡	西分	谷田口	2	—	—	—	—
520	谷田口	〃	〃	2	—	—	—	—
521	城山	〃	松ノ前	2	—	—	—	—
522	芋ノ谷	〃	流畑	2	—	—	村道	70m
523	猫谷	〃	山屋敷	1	—	—	—	—
524	休場	〃	赤土	3	—	—	村道	50m
525	十代（1）	〃	一番沢	1	—	—	国道	50m
526	十代（2）	西分乙	三番沢	1	—	—	—	—
527	西分乙	〃	西猫谷	—	—	—	—	—
8486	長谷（1）	西分甲	城山	4	地藏尊	1	村道	140m
合計	44 箇所							

2-7 急傾斜地崩壊危険区域（安芸土木事務所）

整理番号	区域名	字	指定年月日	告示番号	指定 面積 (ha)	保全 人家 (戸)
494	長谷	西分	S62. 5. 11	301	1. 67	15
929	瓜生谷（東）	馬ノ上	H14. 5. 21	284	1. 68	13
985	妙見口	〃	H18. 7. 7	521	0. 58	8
合計	3 箇所					

2-8 砂防指定地一覧表（安芸土木事務所）

整理番号	区域名	大字	字	指定年月日	告示番号	指定 面積 (ha)
121	谷内川	馬ノ上	谷ノ内山 他	S25. 4. 14	174	2. 3000
181	赤野川	和食	マカリ淵 他	S27. 9. 17	1, 228	9. 9000
185	岡谷川	馬ノ上	上の岡 他	S27. 9. 17	1, 228	0. 9200
187	長谷川	西分	岩淵山 他	S27. 9. 17	1, 228	3. 3400
261	奥出川	馬ノ上	豆石 他	S28. 5. 29	960	2. 5300
400	西谷川	〃	間谷 他	S37. 11. 14	2, 857	0. 4900
414	アゾウ谷川	西分	放山 他	S37. 11. 14	2, 858	1. 9200
538	谷内川	馬ノ上	太幸	S42. 3. 31	1, 161	4. 3200
1, 440	東谷川	〃	東谷口 他	S62. 3. 30	845	1. 2000
1, 551	長谷川	和食	長谷口 他	H 2. 1. 24	77	4. 8000
合計	10 箇所					

2-9 土石流危険渓流（国土交通省所管）

(1) 土石流危険渓流 I

所在地		流域概要						土石流危険区域										渓床状況		山腹状況		計画		砂防		市町村版地域防災計画への掲載		警避難基準雨量		安全な避難場所		砂防指定地		平成2年度総点検		備考				
郡・市	町・村	字	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均渓床勾配 (%)	代表的な地質条件	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	土石流危険区域	保 全 対 象				渓床堆積土砂		地 覆		新 しい 亀 裂 ・ 滑 落 崖		計 画 流 出 土 砂 量	砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量	土 石 流 災 害	警 避 難 基 準 雨 量 (mm)	安全な避難場所	砂 防 指 定 地	平 成 2 年 度 総 点 検	備 考										
											地形分類	氾濫開始点の勾配 (%)	氾濫開始点の勾配 (%)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積 (m ²)	存在区間 (m)	平均厚さ (m)	平均幅 (m)	代表的な表面の形状	代表的な表面の植生	裸地・禿地の流域面積に対する割合 (%)	伐採地の流域面積に対する割合 (%)	(総和)	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(mm)							
安芸郡	芸西村	西分乙	0.44	0.08	0.08	1.5	6	一般(崩積土層地帯表土層)			扇状台形	6	3	160	70	1610	24 (24)	8(8)		国道55号線 0.05km(国道)	0(0)	520	4.7	7.7	水平 [泥砂]	草本類				8690	無			有 WL (140)		有 (2条及び 6条指定)				
安芸郡	芸西村	西分甲	0.09	0.04	0.04	1	8	一般(崩積土層地帯表土層)			谷底平野	11	3	150	50	8000	0(0)	0(0)		土佐ロイヤルホテル 1戸(宿泊施設)	0(0)	60	1	7.5	水平 [泥砂]	高木類				1930	無			有 WL (140) EL (200)						
安芸郡	芸西村	長谷	0.25	0.01	0.01	1	10	一般(崩積土層地帯表土層)			扇状台形	8	3	80	60	3840	18 (18)	6(6)				0(0)	210	1	7	水平 [泥砂]	高木類				600	無			有 WL (140) EL (200)	長谷奇ふれあいセンター				
安芸郡	芸西村	西分甲	0.3	0.04	0.04	1	17	一般(崩積土層地帯表土層)			扇状台形	18	0	200	145	12767	48 (48)	16 (16)				4000 (4000)	320	1	7.1	水平 [泥砂]	草本類				3290	無			有 WL (140) EL (200)					
安芸郡	芸西村	西分	0.38	0.05	0.05	1.5	23	一般(崩積土層地帯表土層)			扇状台形	11	3	450	85	21820	18 (18)	6(6)				13100 (13100)	240	1	7.1	水平 [泥砂]	高木類				3320	無			有 WL (140) EL (200)	西分ふれあいセンター				
安芸郡	芸西村	西分	0.16	0.04	0.04	1.5	21	一般(崩積土層地帯表土層)			谷底平野	18	3	350	90	22570	108 (108)	36 (36)				13800 (13800)	300	1	8.5	水平 [泥砂]	草本類				3030	無		有	有 WL (140) EL (200)	西分ふれあいセンター				
安芸郡	芸西村	西分	0.08	0.03	0.03	1	34	一般(崩積土層地帯表土層)			谷底平野	11	3	310	110	24830	108 (0)	36 (36)				11200 (11200)	150	1	7	水平 [泥砂]	草本類				1860	無			有 WL (140) EL (200)	西分ふれあいセンター			治山施設 1基 (未満砂量 368)	
安芸郡	芸西村	西分	0.09	0.13	0.09	2	17	一般(崩積土層地帯表土層)			扇状台形	18	3	500	100	31960	51 (51)	17 (17)				15600 (15600)	290	0.7	8.3	水平 [泥砂]	高木類				5360	無		有	有 WL (140) EL (200)	西分ふれあいセンター				
安芸郡	芸西村	馬の上	0.5	0.02	0.02	2	15	一般(崩積土層地帯表土層)			谷底平野	11	0	200	120	12300	15 (15)	5(5)		瓜生谷集会所1戸 (集会施設)	5000 (5000)	140	1	6.5	水平 [泥砂]	高木類				1140	無			有 WL (140) EL (200)						
安芸郡	芸西村	馬の上	0.19	0.03	0.03	0.5	14	一般(崩積土層地帯表土層)			谷底平野	9	0	300	95	21090	27 (27)	9(9)				8800 (8800)	80	1.5	9	水平 [泥砂]	草本類				1080	無			有 WL (140) EL (200)					
合計		10か所																																						

【高知県(安芸土木事務所)】

2-10 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

(1) 民有林直轄以外

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
1	芸西村	西分	15	—	—
2	芸西村	馬ノ上	4	—	林道
3	芸西村	久重	1	—	—
4	芸西村	道家	1	—	村道
5	芸西村	道家	5	—	村道
6	芸西村	久重	—	—	林道
7	芸西村	久重	—	—	林道
8	芸西村	久重	—	—	林道
9	芸西村	和食	—	—	林道
10	芸西村	和食	—	—	林道
11	芸西村	久重	1	—	—
12	芸西村	久重	—	—	県道
13	芸西村	久重	2	—	県道
14	芸西村	西分	20	—	—
15	芸西村	馬ノ上	—	—	農道
16	芸西村	—	5	—	村道
17	芸西村	—	6	—	村道
18	芸西村	—	—	—	村道
19	芸西村	—	—	—	林道
合計	19 地区				

2-11 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）

(1) 民有林直轄以外

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類		道路の種類
1	西分	5	—	—	—
2	馬ノ上	15	—	—	林道
3	馬ノ上	15	—	—	林道
4	馬ノ上	15	—	—	林道
5	和食	—	—	—	林道
6	和食	—	—	—	林道
7	道家	8	—	—	林道
8	道家	5	—	—	林道
9	久重	—	—	—	林道
10	久重	—	—	—	林道
11	久重	1	—	—	林道

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類		道路の種類
12	久重	—	—	—	林道
13	久重	—	—	—	林道
14	久重	2	—	—	林道
15	久重	—	—	—	林道
16	馬ノ上	—	—	—	村道
17	久重	2	—	—	村道
18	西分	—	—	—	村道
19	馬ノ上	8	—	—	村道
合計	19 地区				

2-12 ため池危険地区（農村振興局所管）

地域名	所在地	貯水量 (m ³)	受益地 (ha)	決壊等による被害想定					
				農地 (ha)	住宅 (戸)	農業 施設	延長又は 数量	公共 施設	延長又は 数量
丸塚	大幸	305,000	78.0	48.0	5	農道 用水路	1,800m 3,500m	村道	1,000m
桜ヶ池（下）	桜ヶ内乙	90,000	34.0	20.0	5	農道 用水路	2,000m 3,000m	村道	1,000m
桜ヶ池（上）	桜ヶ内乙	25,000	34.0	20.0	5	農道 用水路	2,000m 3,000m	村道	1,000m
ジル蔵（吉野）	ジル蔵乙	170,000	27.3	—	—	用水路	5,000m	村道	5,000m
岩倉	岩倉	73,000	18.0	14.0	19	農道 排水路	900m 2,000m	—	—
菖蒲ヶ池	菖蒲ヶ池	15,000	16.0	10.0	—	農道 用水路	3,000m 2,000m	—	—
長谷池 （向梅池）	向梅甲	25,000	31.0	6.0	1	農道 用水路	3,000m 2,000m	—	—
奥出池	奥出	120,000	84.0	14.0	9	農道 排水路	2,000m 1,500m	県道 村道	1,000m 3,000m
合計	8 地区								

2-13 湛水危険区域（農村振興局所管）

地区名	排水河川名 又は海岸名	所轄農業振興センター名	管理主体	湛水被害想定被害			避難場所
				耕地 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)	
西分	—	安芸農業振興センター	芸西村	61.0	—	—	村が指定する場所
合計	1 地区						

3 施設関連資料

3-1 避難場所及び避難所

(1) 避難場所（震災・津波）

以下の収容人数は、1人当たり1.0㎡として算出したもの（※ 小数点以下切捨て）

番号		避難場所	避難住所	避難可能人員 (人/㎡)	避難対象地域
1	西分浜地区	ウエルプラザ洋寿荘	西分乙 297	30人	西分浜西
2		旧洋寿荘跡地	西分乙 631 付近	50人	西分浜西
3		アオイコーポレーション	西分乙 1273-1	100人	西分浜西
4		高台	西分甲 1129-1 付近	100人	西分浜西
5		ロイヤルホテル土佐	西分甲 2995-1	800人	西分浜中・第二・第一・長谷
6		長谷寄津波避難タワー	西分甲 5082-3	200人	第二・第一
7		西分駅	西分甲 5082-389	50人	第二
8		黒潮カントリークラブ入口	西分甲 3789 付近	100人	長谷
9		飯森	西分甲 2995 付近	20人	長谷
10		お地藏さん北	西分甲 5340 付近	5人	長谷
11		高台	西分甲 5175 付近	10人	長谷
12		高台	西分甲 5165 付近	20人	長谷
13		高台	西分甲 5250 付近	5人	長谷
14		松原津波避難タワー	西分甲 5082-348	200人	松原
15	西分郷地区	西の岡団地北道路	西分甲 4033-2	100人	郷西
16		永正寺	西分甲 1143	200人	郷西
17		天満宮	西分甲 852	220人	郷中・東
18	和食浜地区	琴ヶ浜松林	和食甲 4647-2 付近	30人	堀切
19		和食駅	芸西村和食甲 69-1	300人	和食浜西、和食浜中
20		琴ヶ浜経塚前	和食甲 4647-1	50人	和食浜西
21		和食津波避難施設	和食甲 4646-2	160人	浜浦、叶木
22	和食郷地区	宇佐八幡宮	芸西村和食甲 3914	580人	和食浜中・浜東・浜浦、叶木、下中、下組
23		村道 大本線	和食甲 5509 付近	300人	中村
24		村道 吉野線	和食甲 5381 付近	300人	北組、西組
25	和食山地区	城八幡宮	和食甲 4369-3		極楽
26		憩ヶ丘運動公園	和食甲 4525		憩ヶ丘、城本
27		津野集会所	和食甲 224-1 付近		津野
28		笹ヶ森集落下	和食乙 1066-4 付近		笹ヶ森
29		芸西中学校外付け階段	和食甲 2262		
30		芸西小学校外付け階段	和食甲 1188		

番号		避難場所	避難住所	避難可能人員 (人/m ²)	避難対象地域
31	馬ノ上地区	馬ノ上公園	馬ノ上-1055-1	50人	西
32		馬ノ上ふれあいセンター前	馬ノ上 1201-3 付近	50人	西
33		土居藪	馬ノ上 660-1 付近	100人	中、土居、芝
34		王子宮前	馬ノ上 352 付近	100人	井上
35		瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上 3481-4	250人	岡、西地、東地
36		中の城団地	馬ノ上 2273-18	40人	中の城
37	道家	神楽伝承館前	道家 486-2 付近	10人	道家
38	久重	久重山の家	久重 608-イ	10人	久重
39	国光	白木川 2 号線	国光甲 1630-11	5人	国光

(2) 避難所（震災・津波）

以下の収容人数は、1人当たり3m²として算出したもの（※ 小数点以下切捨て）

番号	避難所	避難場所	収容人数	有効面積
1	芸西中学校校舎	和食甲 2262	187人	563.1 m ²
2	芸西中学校体育館	和食甲 2262	241人	724.5 m ²
3	芸西村の家	和食甲 4525	44人	132.3 m ²
4	柔剣道場	和食甲 4525	88人	265 m ²
5	芸西村民体育館	和食甲 4525	260人	780 m ²
6	芸西村民会館	和食甲 1262	162人	486.53 m ²
7	老人福祉センター	和食甲 1290	83人	251.51 m ²
8	長谷寄ふれあいセンター	西分甲 2202-1	39人	118.2 m ²
9	琴ヶ浜ふれあいセンター	和食甲 84-1	35人	107 m ²
10	地域交流センター	和食甲 2462	34人	103.79 m ²
11	馬ノ上ふれあいセンター	馬ノ上 1201	31人	93.59 m ²
12	馬ノ上防災拠点施設	馬ノ上 1320-5	32人	98 m ²
13	和食防災拠点施設	和食甲 1240	32人	97.5 m ²
14	和食津波避難施設	和食甲 210-1	17人	51.2 m ²
15	瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上 3481-4	13人	41.2 m ²
16	ロイヤルホテル土佐	西分甲 2995	303人	909 m ²
17	Kochi 黒潮カントリークラブ	西分甲 5207	236人	708.6 m ²
18	久重山の家	久重 608-イ	※38人	114.87 m ²
19	神楽伝承館	道家 486-2	11人	35.72 m ²

※H27 避難所運営マニュアル整備時参照

(3) 避難所（風水害時）

以下の収容人数は、1人当たり3㎡として算出したもの（※ 小数点以下切捨て）

【西分浜地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
浜西	浜西集会所	西分甲 5082-36	17人	51㎡	芸西村立中学校校舎	和食甲 2265	187人	563㎡
浜中	浜中集会所	西分甲 5082-422	14人	44㎡				
第二	第二集会所	西分甲 5082-3	18人	56㎡				
第一	第一集会所	西分甲 5082-313	20人	61㎡				
長谷	長谷集会所	西分甲 2196-1 付近	13人	40㎡				
	長谷寄ふれあいセンター	西分甲 2202-1	39人	118㎡				
松原	松原集会所	西分甲 2562-口付近	25人	75㎡				
	ほっとハウス	芸西村西分甲 2555-2	32人	98㎡				

【西分郷地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
郷西	郷西集会所	西分甲 1145	49人	149㎡	芸西村立中学校校舎	和食甲 2265	187人	563㎡
郷中	郷東中集会所	西分甲 550-1	19人	57㎡				
郷東								
中の城					芸西村民体育館	和食甲 4525	260人	780㎡

【和食浜地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
堀切	①琴ヶ浜ふれあいセンター	①和食甲 84-1	①35人	①107㎡	芸西村民会館	和食甲 1262	162人	486㎡
浜西	②琴ヶ浜集会所	②和食甲 4647-30 4647-25	②20人	② 61㎡				
浜中								
浜東								
浜浦	浜浦集会所	和食甲 210-1	17人	51㎡				
叶木	叶木集会所	和食甲 4646-80	9人	28㎡				

【和食郷平野地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
下組	下組集会所	和食甲 1778-1	13人	41㎡	芸西村立中学校体育館	和食甲 2265	241人	724㎡
下中	下中集会所	和食甲 2115	20人	62㎡				
中村	中村集会所	和食甲 1327	12人	38㎡				
西組	西組集会所	和食甲 2859 2860	21人	65㎡	老人福祉センター	和食甲 1290	83人	251㎡
北組	北組集会所	和食甲 2476	11人	33㎡	芸西村立中学校体育館	和食甲 2265	241人	724㎡
正路	正路集会所	和食甲 1672-9	20人	60㎡				

【和食郷山地地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
城本	城本集会所	和食甲 4369-3	11 人	28 m ²	芸西村の家	和食甲 4525	44 人	132 m ²
津野	津野集会所	和食乙 228-1	7 人	23 m ²				
笹ヶ森								
極楽	極楽・白髪集会所	和食甲 5812-8	8 人	24 m ²				
憩ヶ丘								

【馬ノ上地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
西	馬ノ上ふれあいセンター	馬ノ上 1201	31 人	93 m ²	芸西村民体育館	和食甲 4525	260 人	780 m ²
		西組集会所	馬ノ上 1061-1	13 人				
中	中組集会所	馬ノ上 1061-1	12 人	37 m ²				
井ノ上	井上集会所	馬ノ上 815-2	8 人	24 m ²				
土居	土居集会所	馬ノ上 732	8 人	26 m ²				
芝	芝集会所	馬ノ上 400-3	10 人	31 m ²				
中の城	瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上 3481-4	13 人	41 m ²				

【瓜生谷地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
岡	瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上 3481-4	13 人	41 m ²	芸西村民体育館	和食甲 4525	260 人	780 m ²
西地								
東地								

【道家・国光・久重地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
道家	神楽伝承館	道家 486-2	11 人	35 m ²	芸西村山の家	久重甲 608-イ	33 人	99 m ²
国光	芸西村山の家	久重甲 608-1	33 人	99 m ²				
久重								

※H27 避難所運営マニュアル整備時数字

3-2 施設

施設名	住所	電話
芸西集落活動センター	芸西村和食甲 2462	0887-33-3017
長谷寄ふれあいセンター	芸西村西分甲 2202-1	0887-33-2979
ほっとハウス	芸西村西分甲 2555-2	0887-33-2615
馬ノ上ふれあいセンター	芸西村馬ノ上 1201-3	0887-33-2915
芸西幼稚園	芸西村和食甲 1182	0887-33-3923
芸西小学校	芸西村和食甲 1188	0887-32-2017
かっぱ児童クラブ	芸西村和食甲 1188	0887-33-3899
芸西保育所	芸西村和食甲 1262	0887-33-2950
村民会館	芸西村和食甲 1262	0887-33-2112
山の家	芸西村和食甲 1262	0887-33-3383
地域包括支援センター	芸西村和食甲 1262	0887-33-3383
生涯学習館	芸西村和食甲 1262	0887-33-2400
芸西中学校	芸西村和食甲 2265	0887-32-2015
福祉館	芸西村和食甲 210-1	0887-33-2932
和食ふれあいセンター	芸西村和食甲 2462	0887-33-2980
保健センター	芸西村和食甲 1262	0887-33-4156
伝承館	芸西村和食甲 4537-イ	0887-33-2188

3-3 集会所

(1) 地区集会所、ふれあいセンターの避難人口

	延べ面積 (㎡)	収容可能人員 数	震災時の 最大被災世帯数	震災時の 最大被災人員
久重	136	54	6	10
馬ノ上	238	95	93	310
和食	198	79	85	285
浜	192	76	63	179
西分	54	21	45	137
長谷寄	350	139	133	341
合計	1168	464	425	1262

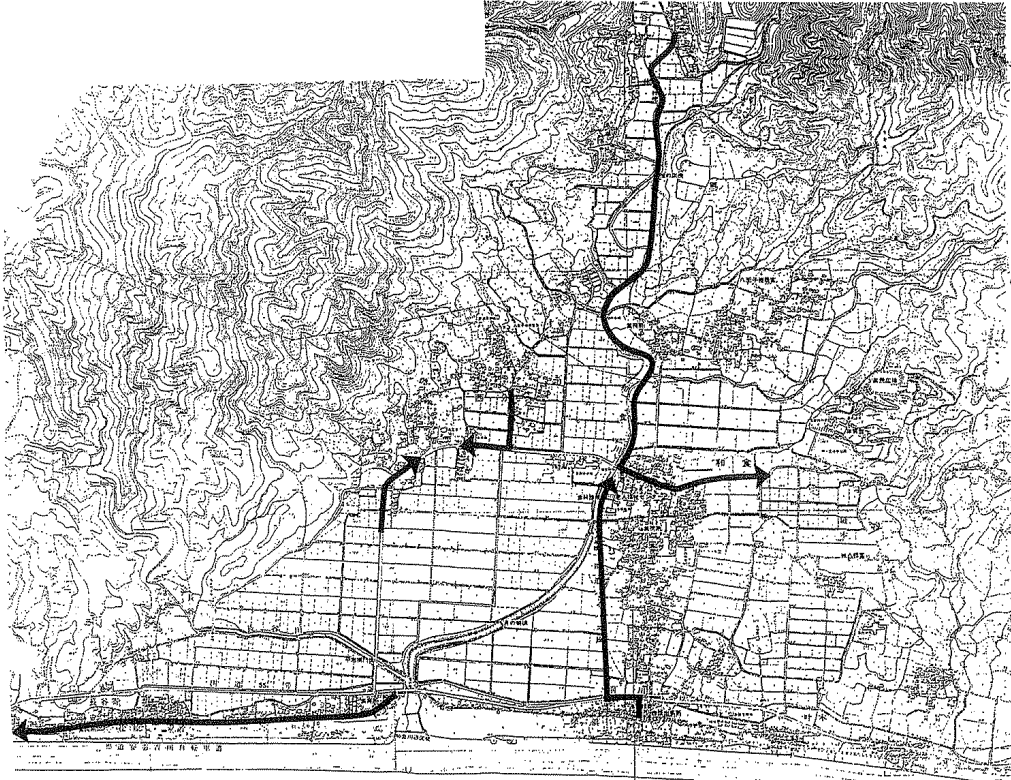
※一人当たり必要面積は2.5㎡とする

(2) 集会所一覧

地区名	集会所名	畳数	備考
久重	神楽伝承館	20 畳台所 3 畳	平成 4 年 1 月完成、木造平屋建て
	芸西村山の家	27 畳+7.5 畳	平成 5 年 3 月完成 風呂、シャワー付き
		18 畳 (リビング×2)	
馬ノ上	瓜生谷コミュニティーセンター	24 畳+洋室	
	芝集会所	18 畳	木造平屋建て
	土居集会所	20 畳	木造平屋建て、民家が隣接
	井上集会所	15 畳	62 年完成、木造平屋建て
	中組集会所	24 畳	旧保育所を転用、窓が多く老朽化しており倒壊する可能性がある。
	馬ノ上ふれあいセンター	17.5 畳	平成 4 年完成、木造平屋建て 3 室。民家の密集地にあり類焼の恐れがある。
		20 畳×2 洋室	
和食	下組集会所	49 m ² (延床面積)	平成 26 年 8 月建替え 木造平屋建て 村防災倉庫に隣接
	下中集会所	24 畳	改築が行われ、一方方向の揺れに弱く、倒壊する恐れがある。
	中村集会所	20 畳	木造平屋建て
	西組集会所	40 畳	木造平屋建て
	北組集会所	20 畳	木造平屋建て 消防団和食分団屯所隣
	極楽・白髪集会所	14 畳	木造平屋建て 民家が隣接
	城本・城本集会所	17 畳	木造平屋建て
浜	津野・津野集会所	18 畳	51 年頃建設、傾斜地にあり一部敷地に亀裂が見られ崩壊の危険がある。
	琴ヶ浜集会所	45 畳	新築、和食浜中、浜西、浜東共同集会所として利用 洋式トイレがある 木造平屋建て 民家が隣接
	浜浦集会所	24 畳+6 畳	木造平屋建て
	叶木集会所	18 畳	木造二階建て 民家が隣接
西分	正路集会所	10 畳+25 畳	木造二階建て 民家が隣接
	郷東中集会所	82 m ² (延床面積)	平成 29 年 11 月建替え 木造平屋建て
長谷寄	郷西集会所	122 m ² (延床面積)	平成 26 年 12 月建替え 木造平屋建て
	長谷寄ふれあいセンター	33 畳+30 畳程度の洋室	本格改造され壁面は少ないが、屋根が軽く全壊することはない。木造平屋建て
	浜西集会所	32 畳	木造平屋建て 民家が隣接
	浜中集会所	95 m ² (延床面積)	平成 29 年 10 月建替え 木造平屋建て
	第二集会所	32 畳	砂地にあり、木造平屋建て
	第一集会所	14 畳+30 畳	木造二階建て 基礎に若干問題がある。民家が隣接
松原集会所	30 畳	平成 24 年 11 月建替え 木造平屋建て 民家が隣接	

3-4 避難道路

集団避難に際し、利用する避難道路は原則として幹線路とする。



3-5 患者搬送先医療機関

医療機関名称	医療機関代表者	離着陸場の状況	病床数	診療科	住所及び電話番号
芸西病院	岩村 久	無	219	内科 精神 リハビリ	和食甲 4268 0887-33-3833

3-6 臨時ヘリポート（場外離着陸場）予定地

名称	所在地	施設管理者	連絡先
憩ヶ丘運動公園	和食甲 4525	教育委員会	0887-33-2894
芸西村立芸西中学校	和食甲 2265	教育委員会	0887-32-2015
芸西村立芸西小学校	和食甲 1188	教育委員会	0887-32-2017
和食川、河口導流堤周辺	芸西村和食甲 1 番地先	安芸土木事務所	0887-34-3135

3-7 防火水槽等一覧

分団	住所		規模(t)	施行年度	分団	住所		規模(t)	施行年度
長-1	西分甲	2564-20	40	H3	西-10	西分甲	1144	40	—
〃-2	〃	5082-133	40	—	〃-11	〃	4426	40	S50
〃-3	〃	5097-10	40	—	〃-12	〃	4340	40	—
〃-4	〃	5082-190	40	—	〃-13	〃	4352	20	S58
〃-5	〃	5082-111	40	S42	〃-14	〃	4032-1	40	S61
〃-6	〃	2834-口	40	—	〃-15	〃	6021	40	S44
〃-7	西分乙	4-1	40	S49	〃-16	〃	3982-1	40	S51
〃-8	〃	763-1	20	H1	〃-17	〃	5841	20	H17
〃-9	〃	127-1	20	H20	〃-18	〃	1181-ハ	40	H20
〃-10	〃	363-3	池	—					
〃-11	西分甲	2865-2	40	S61	和-1	和食甲	1259-口	20	その他
〃-12	〃	3050	40	S59	〃-2		欠番	—	廃止
〃-13	〃	2731-4	20	S62	〃-3	和食甲	2844	40	—
〃-14	〃	2166-4	40	—	〃-4	〃	5321	20	H9
〃-15	〃	2231-1	40	S63	〃-5	〃	5258	40	—
〃-16	〃	6212	40	S48	〃-6	〃	4506-口	40	S57
〃-17	〃	3278-2	40	S52	〃-7	〃	4566	10	S48
〃-18	〃	6186	プール	—	〃-8	和食乙	149-1	20	S61
〃-19	〃	5089-6	20	—	〃-9	和食甲	5812-16	40	S47
〃-20	西分乙	245-2	40	—	〃-10	〃	2471-1	40	—
					〃-11	〃	2498-1	40	—
琴-1	和食甲	4648-64	40	—	〃-12	〃	2239	40	S56
〃-2	〃	4648-49	40	S54	〃-13	〃	2099-3	40	—
〃-3	〃	36-1	20	S52	〃-14	〃	1860-2	20	S61
〃-4	〃	1-176	40	S58	〃-15	〃	1810-3	20	H1
〃-5	〃	98-4	40	—	〃-16	〃	1571-3	40	—
〃-6	〃	1-119	40	S43	〃-17	〃	1395-4	20	H20
〃-7	〃	210-1	40	S59	〃-18	〃	1778-1	20	H21
〃-8	〃	1-109	20	S49					
〃-9	〃	133-4	40	—	馬-1	馬ノ上	1195-1	40	S57
〃-10	〃	4646-5	40	S53	〃-2	〃	1063-3	40	S49
〃-11	〃	4646-133	40	S60	〃-3	〃	957-5	40	S48

分団	住所		規模(t)	施行年度	分団	住所		規模(t)	施行年度
"-12	"	4157-5	20	S63	"-4	"	660-6	40	S50
"-13	"	239-3	20	H15	"-5	"	436-5	40	S59
"-14	"	1672-8	20	S56	"-6	"	386-2	20	-
"-15	"	1723-1	20	S51	"-7	"	921-1	40	S55
"-16	"	1644-2	40	S55	"-8	"	1272-2	40	S46
"-17	"	1607	20	S62	"-9	"	3201-8	40	-
"-18	"	69-17	20	H15	"-10	"	3048	40	-
					"-11	"	3724-1	40	S50
西-1	西分甲	818-2	20	H2	"-12	"	3756-3	40	S46
"-2	"	5549	40	S48	"-13	"	2071-2	40	H1
"-3	"	898	20	その他	"-14	"	276-1	20	-
"-4	"	641-2	40	S56	"-15	"	404	20	S63
"-5	"	5646	40	-	"-16	"	2273-18	20	H21
"-6	"	1054-1	10	-	"-17	"	1398-2	20	H21
"-7	"	1038-1	20	H4					
"-8	"	4593	20	H1					
"-9	"	1135	プール	-	合計	90			

3-8 村有車及び班員所有の車両

	清掃車	バキューム	貨物			リフト フォーク	カー ショベル	常用			二輪車
			普通	小型	計			普通	小型	計	
村有車	6	1			5					18	3
統括調整部								3	1	4	1
健康福祉部				1	1			2	7	9	1
産業建設部		1		2	3				2	2	1
教育部			1		1			1	2	3	
作業隊	6										

3-9 村内建設業者の所有車両

	貨物				土木工作機械				
	大型	普通	小型	計	ショベル	ブルドーザー	ユンボ	ミキサ ー車	計
高橋組	2	3	2	7	2	2	10	1	15
竹崎組		3	1	4			5	1	6
岡村土木									
藤戸組		1	1	2			3	1	4
大伸									
井上組		1	2	3			1	1	2
戸梶建設									
岡村造園									
有光電設									

3-10 指定文化財一覧表

(1) 芸西村

No.	名称	点数	種別	所在地	所有者	指定年月日
1	琴ヶ浜経塚	1	史跡	和食琴ヶ浜		H10.11.25
2	絵金絵馬 「賤ヶ嶽の合戦・七本槍の図」	1	有形・ 絵画	芸西村久重の仁井田神社蔵 現芸西村文化資料館で受託	高知市戸津 4-2-4 仁井田神社総代 梅木昭和	H18.9.6
3	長谷地蔵菩薩縁日の御神輿行列(おなばれ)	1	民俗・ 無形民俗	芸西村西分甲 2008 (長谷地蔵尊)	芸西村西分甲 2814-1 松本匡行	H18.9.6
4	瓜生谷観音堂 十一面観音立像	1	有形・ 工芸品	芸西村馬ノ上 3751	代表 馬ノ上 3013-3 長崎順子	H19.11.6
5	馬ノ上 御林神社古墳	1	史跡	芸西村馬ノ上茶畑 427	芸西村馬ノ上御林神社	H19.11.6

(2) 登録有形文化財

No.	指定区分	種別	名称	点数	年代又は時代	指定年月日	所在の場所	所有者
2	国	登録	末延家住宅 (旧末延堂医院)	4	昭和2	H11.10.14	芸西村和食甲 1586-1	東京都豊島区西池袋 3-10-4

(3) 記念物・名勝

No.	指定区分	種別	名称	員数 面積	年代又は時代	指定年月日	所在の場所	所有者
66	県	天記	芸西村西分漁港周辺 (住吉海岸)の メランジュ			H13.03.27	芸西村西分字西猫谷 315 番地先海岸	

3-11 ゴミ及び廃棄物・遺体処理施設

◆し尿及び廃棄物の収集処理関係業者一覧表

名称	所在地	処理の能力	電話連絡
芸西村浄化センター	芸西村西分字新庄家	13 トン	0887-33-4043 0887-33-2155 (土木環境課)

3-12 芸西村指定給水装置工事業者一覧表

(令和2年8月現在)

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	T E L
(有)小原水道工務店	安芸市日ノ出町2丁目4-1	小原 隆弘	0887-35-2861
岩崎水道(株)	安芸市港町1丁目2-5	岩崎 正成	0887-35-2719
城武水道	香南市夜須町坪井425	城武 雅則	0887-55-3263
山崎工務店	香美市土佐山田町宝町1-9-20	山崎 洋一	0887-52-4682
(有)マエダ設備工業	安芸市港町1丁目2-18	前田 南海雄	0887-35-8008
順電気工事店	安芸市赤野乙950	有光 順司	0887-33-2337
石黒設備	高知市針木本町26番8号	石黒 徳美	088-844-2003
(有)川村水道設備	安芸郡田野町3749番地9	川村 源明	0887-38-2765
日進設備工業(株)	高知市百石町4丁目11番6号	岡崎 敏子	088-831-5000
大栄設備(有)	高知市神田464	廣田 敏久	088-833-1090
(有)松岡設備工業	高知市神田2160-5	松岡 清道	088-833-2332
(有)鈴木水道設備	南国市里改田164-5	鈴木 喜和	088-865-2758
西日本工業(株)	高知市潮新町1丁目7番8号	中山 眞一	088-832-5600
(有)池澤設備	吾川郡伊野町枝川652番地6	池澤 重政	088-893-0630
(有)南燃料設備	安芸郡安田町大字安田1890	南 宗一	08873-8-4554
(有)リビング谷岡設備工業	香南市赤岡町1341-6	谷岡 稔仁	0887-55-2100
(株)山忠	高知市高埴5番地3	山村 貴也	088-844-8005
岡村電気水道	芸西村和食甲2050	岡村 全郎	0887-33-2116
一一設備工業(株)	高知市一宮東町5丁目23番地12号	下元 大介	088-845-5555
(有)キッチン設備	高知市高須新町2丁目14番10号	大野 寿夫	088-882-4608
(有)朝比奈設備	高知市神田2393番地6	朝比奈 智一	088-833-8944
安岡設備	芸西村和食甲2128-1	安岡 正晶	0887-33-2889
(有)西川設備	高知市旭天神町229番地	西川 弘章	088-840-2110
大勝建設株式会社	香南市野市町東野959-1	舟谷 恭一	0887-56-2255
株式会社 濱田水道工務店	香南市野市町下井1350番地7	濱田 博教	0887-57-5207
有限会社 藤山水道工務店	高知市廿代町8-25	藤山 豊	088-872-4577
株式会社 アクアサービス	高知市北秦泉寺19番地2	西村 政展	088-822-4248
有限会社 藤成設備	高知市薊野西町1丁目11番10号	藤本 浩成	088-845-2425
株式会社 日東水道	高知市塩屋崎町1丁目12-6	尾立 笑子	088-832-6084
有限会社 一圓電気水道	安芸市矢ノ丸3丁目10番1号	一圓 友廣	0887-35-3287
有限会社 酒井設備	高知市大津乙1902番地34	酒井 奉文	088-866-7855
有限会社 安岡広商店	香南市夜須町坪井305	安岡 一弘	0887-54-2410
有限会社 緒方設備	高知市大津乙394番地8	緒方 晃	088-866-7753
株式会社 高南設備工業	高知市福井町2187番地1	井上 昌宜	088-822-2480
上田設備	香南市夜須町千切897-5	上田 耕三	0887-54-5250
株式会社 中島工務店	高知市日の出町6番9号	増本 正人	088-855-5005

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	T E L
イトウ工業 株式会社	高知市元町43番	伊藤 久茂	088-822-1077
マサキアーキテクト	芸西村和食甲4510-6	小松 政樹	0887-33-3593
株式会社 濱田水道工業	高知市南ノ丸町5番地7	濱田 誠一	088-831-0270
有限会社 二機設備	吾川郡春野町秋山325番地	山脇 純二	088-828-6266
株式会社 ニシトミ	南国市立田2535番地1	西山 富美男	0888-63-3048
有限会社 イアソン	安芸市本町3丁目1番4号	小松 栄作	0887-34-1616
有限会社 環境設備	高知市介良乙 1173 番地 15	吉田 尚彦	088-860-2435
四国水道工業 株式会社	高知市鴨部1丁目2番8号	宮地 清	088-844-4212
横矢設備	香美市香北町小川32番地4	横矢 辰薫	0887-59-3928
株式会社 東和設備	高知市介良乙577番地1	和田 富雄	088-860-1449
あだち建工	香南市夜須町手結山 876-1	足達 光男	0887-55-3108
有限会社 新設組	高知市秦南町1丁目1番13号	植田 征郎	088-823-0753
紀和工業 株式会社	高知市南ノ丸町 12 番地 16	安宅 正雄	088-832-2155
株式会社 シンゲン	高知市愛宕山4番地 5	森本 浩平	088-824-5015
横田水道設備	安芸市矢ノ丸 4 丁目 1 番 18 号	横田 利幸	0887-35-5628
有限会社 昭和企業設備	高知市万々38-2	斉藤 昭憲	088-843-4931
相生工設有限会社	高知市針木1丁目12番53号	岡田 昭仁	088-840-6613
株式会社富士水道工務店	高知市知寄町1丁目4-4	宇田 价雄	088-882-6032
協業組合 竹内・新輝	高知市九反田13番11号	森田 純生	088-855-7788
旭ハイ工業有限会社	高知市円行寺 1034-8	廣井 素往	088-855-4984
三栄工業株式会社	高知市塚ノ原 330 番地 1	松本 隆彦	088-840-3888
(有)岡村住設	香南市野市町西野2651番地 7	岡村 和彦	0887-56-0106
株式会社 岡村水道	高岡郡中土佐町久礼2219番地9	岡村 文夫	0889-52-4588
株式会社 タカハシ設備	高知市大津甲 2001 番地 12	高橋 佑輔	088-879-1463
(有)スズキ設備工業	高知市福井扇町 8 番 22 号	鈴木 洋祐	088-875-7100
戸梶設備有限会社	高知県高岡郡日高村下分 1915-2	戸梶 全啓	088-840-9669
株式会社イリックス	高知市葛島 2 丁目 3 番 62 号	入交 治夫	088-883-0085
株式会社 竹内建設	南国市植田 674-1	森田 純生	088-883-6201
株式会社 関西設備	高知市布師田 3961 番地 10	長瀧 益雄	088-846-2222
株式会社 山下設備	香南市野市町下井 1662 番地 5	山下 達也	0887-55-1464
山憲設備有限会社	高知市神田 362 番地 3	山村 憲明	088-831-2008
株式会社ヨシナガ設備	高知市一宮中町 1 丁目 14 番地 56	岡林 義長	088-846-0004
株式会社 宮崎造工	高知市大津乙 2432-1	宮崎 雄司	088-866-5950
徳橋設備	南国市久礼田 1097-2	徳橋 忠昭	088-862-0788
株式会社 四電工安芸営業所	安芸市植野23番2	福留 司	0887-35-3505
有限会社 有光電設	芸西村和食甲 2166-13	有光 淳	0887-33-2265
株式会社津島工業	高知市大谷公園町 20 番 23-13 号	谷口 文弘	088-843-8940
城南タイヘイ(株)	高知市棧橋通6丁目8-39	西森 大	

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	T E L
永真工業	香南市野市町本村 893 番地 2	宮城 竜樹	0887-54-3351
土佐ガス株式会社	高知市葛島 2 丁目 3 番 75 号	宮坂 幸雄	
株式会社 清遠設備	高知市新本町 2 丁目 16-13	清遠 昭博	088-873-6522
株式会社 クラシアン	神奈川県横浜市北区新横浜 1-2-1	鈴木 一也	045-473-8181
有澤電気	安芸市黒鳥 873-7	有澤 義量	090-1575-2970

3-13 排水施設等工事事業者一覧

(令和2年8月現在)

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	T E L
城武水道	香南市夜須町坪井 425	城武 雅則	0887-55-3263
四国水道工業(株)	高知市鴨部一丁目 2-8	宮地 清	088-844-4212
(有)キッチン設備	高知市高須新町 2 丁目 14 番 10 号	大野 寿夫	088-882-4608
(有)竹崎組	安芸郡芸西村西分甲 2578-14	竹崎 雅則	0887-33-2355
(株)高橋組	安芸郡芸西村和食甲 15-1	高橋 接男	0887-33-2653
(有)鈴木水道設備	南国市里改田 164-5	鈴木 喜和	088-865-2758
岩崎水道(株)	安芸市港町 1 丁目 2-5	岩崎 昭憲	0887-35-2719
(株)四電工 安芸営業所	安芸市植野 23-2	山中 勲	0887-35-3505
(有)戸梶建設工業	安芸郡芸西村馬ノ上 1370	戸梶 隆二	0887-32-2803
岡村電気水道	安芸郡芸西村和食甲 2050	岡村 全郎	0887-33-2116
(有)小原水道工務店	安芸市日ノ出町 4-1	小原 隆弘	0887-35-2861
上田設備	香南市夜須町千切 897-5	上田 耕三	0887-54-5250
横矢設備	香美市香北町小川 32-4	横矢 辰薫	0887-59-3928
(有)マエダ設備工業	安芸市港町 1 丁目 2-18	前田 晋輔	0887-35-8008
西日本工業(株)安芸営業所	安芸市本町 5 丁目 16-20	中山 眞一	0887-34-3001
(有)森安工業	安芸市川北甲 786-1	森安 邦彦	0887-34-4860
(株)山忠	高知市杉井流 8 番地 13 号	山村 貴也	088-884-8005
一一設備工業(株)	高知市一宮東町 5 丁目 23 番 12 号	下元 大介	088-845-5555
(有)吉本設備	香南市赤岡町 1058 番地	吉本 和史	0887-54-3742
(株)東和設備	高知市介良乙 577 番地 1	和田 富雄	088-860-1449
(有)南燃料設備	安芸郡安田町安田 1878 番地	南 宗一	0887-38-6168
紀和工業(株)	高知市南ノ丸町 12 番地 16	安宅 正雄	088-832-2155
(有)有光電設	安芸郡芸西村和食甲 2166-13	有光 春枝	0887-33-2265
(有)大崎住設	高知市上本宮町 113 番地 9	大崎 一男	088-844-3018
野村設備	香南市野市町東野 771-1	野村 生雄	0887-55-1034
(有)西川設備	高知市旭天神町 229 番地	西川 章仁	088-840-2110
(有)酒井設備	高知市大津乙 1902-34	酒井 奉文	088-866-7855
井上組	安芸郡芸西村和食甲 4648	井上 健一	0887-33-3550
(株)国吉電気商会	香南市赤岡町 714-4	国吉 都水	0887-54-1577
百田設備	香南市香我美町山北 964-2	百田 功	0887-54-3004
(株)日東水道	高知市塩屋崎町 1 丁目 12-6	尾立 笑子	088-832-6084
(有)津島工業	高知市大谷公園町 20 番 23-13 号	谷口 文弘	088-843-8940
(有)安岡広商店	香南市夜須町坪井 305 番地	安岡 一弘	0887-54-2410
(有)スズキ設備工業	高知市福井扇町 8 番 22 号	鈴木 洋祐	088-875-7100
(有)緒方設備	高知市大津乙 394 番地 8	緒方 晃	088-866-7753
(株)中島工務店	高知市日の出町 6 番 9 号	増本 正人	088-885-5005

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	TEL
イトウ工業(株)	高知市元町 43 番地	伊藤 章久	088-822-1077
(株)大伸	安芸郡芸西村和食甲 1607	堀川 公之	0887-33-3476
(株)濱田水道工業	高知市南ノ丸町5番地7	濱田 誠一	088-831-0270
(有)朝比奈設備	高知市神田 2393-6	朝比奈 智一	088-833-8944
(株)ヨシナガ設備	高知市一宮中町一丁目 14-56	岡林 義長	088-846-0004
(株)ニシトミ	高知県南国市立田 2535 番地 1	西山 正高	088-863-3048
(株)マサキ・アーキテクト	安芸市本町 3 丁目 9-17	小松 政樹	0887-33-3593
(有)イアソン	安芸市本町 3-1-4	小松 栄作	0887-34-1616
(有)環境設備	高知市潮見台 1 丁目 1223 番地	吉田 尚彦	088-860-2435
(株)シンゲン	高知市愛宕山4番地5	森安 浩平	088-822-7345
(有)藤成設備	高知市薊野西町1丁目 11 番 10 号	藤本 浩成	088-845-2425
(株)城南タイヘイ	高知市棧橋通6丁目8-39	西森 大	088-833-6363
あだち建工	香南市夜須町手結山 876-1	足達 光男	0887-55-3108
相生工設(有)	高知市針木北1丁目 12-53	岡田 昭仁	088-840-6613
(株)富士水道工務店	高知市高須3丁目4番40-2号	宇田 价雄	088-882-6032
戸梶設備(有)	高岡郡日高村下分 2915-2	戸梶 全啓	088-840-9669
(株)高南設備工業	高知市福井町 2187-1	井上 昌宜	088-822-2480
安岡設備	安芸郡芸西村和食甲 2128-1	安岡 正晶	0887-33-2889
(株)関西設備	高知市布師田 3961 番地 10	中野 孝則	088-846-2222
旭パイプ工業(有)	高知市円行寺 1034-8	廣井 素往	088-855-4984
三栄工業(株)	高知市塚ノ原 330 番地 1	松本 隆彦	088-840-3888
(株)山下設備	香南市野市町下井 1662 番地 5	山下 達也	0887-55-1464
(株)岡村水道	高岡郡中土佐町久礼 2219 番地 9	岡村 文夫	0889-52-4588
山憲設備(有)	高知市神田 362 番地 3	山村 憲明	088-831-2008
徳橋設備	南国市久礼田 1097-2	徳橋 忠昭	088-862-0788
VERTECHNO 株式会社	高知市北本町 4 丁目3番25号 和ビル3階	片岡 祥太	088-885-5511
株式会社 宮崎造工	高知市大津乙2432-1	宮崎 雄司	088-866-5950
土佐ガス株式会社	高知市葛島2丁目3番75号	宮坂 幸雄	088-882-3165
株式会社 清遠設備	高知市新本町 2 丁目 16-3	清遠 昭博	088-873-6522

3-14 危険物施設数

製造所	□貯 蔵 所□							□取扱書□		
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
	2	600		6		4	1	6		1

3-15 気象庁による震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。次表の「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。次表を使用する際には以下の点に注意すること。

- 1 気象庁が発表する震度（震度階級）は、震度計による観測値であり、次表に記述される現象から決定するものではない。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。次表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの故障、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- 5 次表は、おもに近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがある。

■震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が増える。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が増える。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

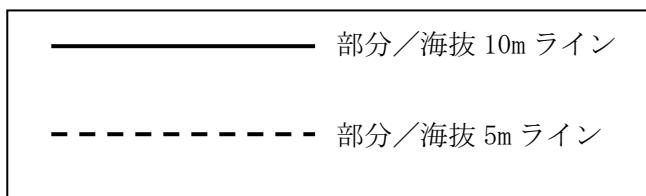
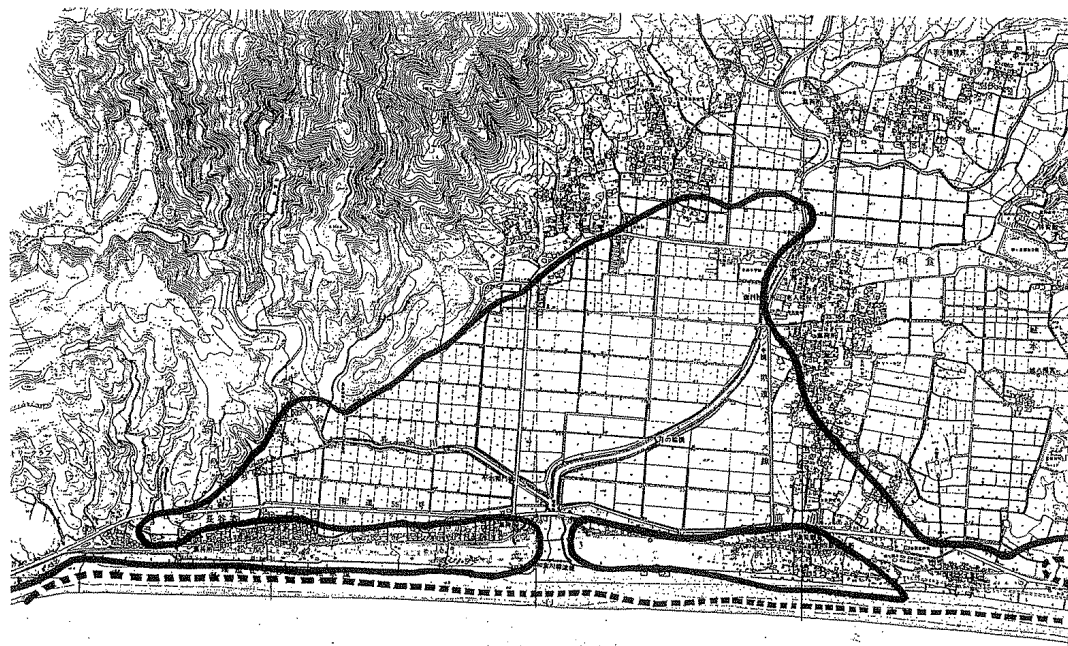
※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

3-16 海岸部、海拔の目安



3-17 全国瞬時警報システム（J-ALERT）通報番号リスト

情報番号	大分類	中分類	小分類	同報無線 起動	優先 順位	
1	国民保護関係情報		武力攻撃事態における警報 （ゲリラ等による攻撃）攻撃対象地域	起動する	1	
2			武力攻撃事態における警報 （ゲリラ等による攻撃）通知伝達地域	〃		
3			武力攻撃事態における警報 （ゲリラ等による攻撃）参考地域	〃		
4			武力攻撃予測事態における警報 （航空攻撃）攻撃対象地域	〃	1	
5			武力攻撃予測事態における警報 （航空攻撃）通知伝達地域	〃		
6			武力攻撃予測事態における警報 （航空攻撃）参考地域	〃		
7			弾道ミサイル攻撃に係る警報 攻撃地域	〃	1	
8			弾道ミサイル攻撃に係る警報 通知伝達地域	〃		
9			弾道ミサイル攻撃に係る警報 参考地域	〃		
A			緊急対処事態における警報 （大規模テロ）攻撃対象地域	〃	1	
B			緊急対処事態における警報 （大規模テロ）通知伝達地域	〃		
C			緊急対処事態における警報 （大規模テロ）参考地域	〃		
D			キャンセル報 攻撃対象地域	〃		
E			キャンセル報 通知伝達地域	〃		
F		キャンセル報 参考地域	〃			
10	緊急地震速報		推定震度3以下	起動しない	3	
11			推定震度4	起動する	3	
12			推定震度5弱	〃	3	
13			推定震度5強	〃	3	
14			推定震度6弱	〃	3	
15			推定震度6強	〃	3	
16			推定震度7	〃	3	
17～1E	将来予約					
1F	誤報キャンセル （将来追加検討）		誤報キャンセル	起動する	2	
20	地震津波情報	津波予報	大津波警報	起動する	3	
21			津波警報	〃	3	
22			津波注意報	起動しない	3	
23		津波情報				
24		震度速報	震度3	起動しない	4	
25			震度4	起動する	4	
26			震度5弱	〃	4	
27			震度5強	〃	4	
28			震度6弱	〃	4	
29			震度6強	〃	4	
30			震度7強	〃	4	
31		震源・震度に関する情報				5
32		東海地震の観測情報			起動しない	5
33		東海地震の予知情報			起動する	3
34		東海地震の注意情報			〃	4

3-18 観測所一覧

(1) 雨量計

	住所	管理者	特記事項
1	和食甲 1188	高知県	高知県が監視し、高知県総合防災情報システムで閲覧可
2	和食甲 4387	芸西村	防災無線 城本に設置。閲覧は、放送室内
3	馬ノ上 3457-2	芸西村	防災無線 瓜生谷に設置。閲覧は、放送室内
4	馬ノ上 2760-2 先	高知県	和食ダム事務所で定期的監視
5	道家 475	芸西村	防災無線 道家に設置。閲覧は、放送室内
6	和食甲 1262	芸西村	役場屋上に設置

(2) 温度湿度計

	住所	管理者	特記事項
1	和食甲 1188	芸西村	百葉箱

(3) 震度計

	住所	管理者	特記事項
1	和食甲 1262	高知県	閲覧は総務課で可
2	和食 4525	国	高感度地震観測井。独立行政法人防災科学研究所が観測

(4) 水位計

No.	住所	管理者	特記事項
1	和食甲 459-4 先	高知県	高知県が監視し、高知県総合防災情報システムで閲覧可
2	和食甲 2923-13 先	高知県	地下水位計。芸西村の水道施設（入野）の井戸内に設置し、地下水位、村内使用水位の観測
3	馬ノ上 4599-1 先	高知県	ダムが流量を換算 / 定期的に計算
4	馬ノ上 2155 先	高知県	ダムが流量を換算 / 定期的に計算
5	和食甲 1260-2 先	高知県	危機管理方水位計（和食川橋）
6	西分甲 6178 先	高知県	危機管理方水位計（新大谷口橋）

3-19 緊急対応時における必要燃料調査票

(1) 建物

庁舎名	平時動力源	代替動力源 (※1)	燃料種類 (※2)	備蓄量 (L) (※3)	稼働可能 時間(h) (※4)	備考(緊急度など)
本庁舎	電力	自家発電機	重油 A	640	64	緊急度:高、庁舎の一部
本庁舎	電力	自家発電機	軽油	190	87.5	緊急度:高、防災無線のみ
老人福祉センター	電力	無	灯油	2000	60	緊急度:低、空調用
和食排水機場	電力	自家発電機	重油 A	7000	166	緊急度:高、特に風水害時
西分排水機場	電力	自家発電機	重油 A	7000	166	緊急度:高、特に風水害時
西分下流排水機場	電力	自家発電機	重油 A	7000	166	緊急度:高、特に風水害時
和食川水門	電力	自家発電機	軽油			緊急度:高、特に風水害時
和食ひ門	電力	自家発電機				緊急度:高、特に風水害時
西分ひ門	電力	自家発電機				緊急度:高、特に風水害時
西分下流ひ門	電力	自家発電機				緊急度:高、特に風水害時
和食中継ポンプ場	電力	自家発電機	重油 A	300	14	緊急度:高、特に震災時
松原中継ポンプ場	電力	自家発電機	軽油	190	11	緊急度:高、特に震災時
西分中継ポンプ場	電力	自家発電機	軽油	190	13	緊急度:高、特に震災時
入野水源地	電力	自家発電機	軽油	800	24	緊急度:高、特に震災時
井ノ本水源地	電力	自家発電機	軽油	500	43.4	緊急度:高、特に震災時
村の家	電力	自家発電機	重油 A	2000		緊急度:高

※1 「代替動力源」は被災により平時動力源が使用できない場合の動力源を記載し、ない場合は「無」と記載してください。

※2 平時及び代替動力源が石油燃料による場合、その種類(重油 A・B・C、軽油、灯油、ガソリン)を記載してください。

※3 平時及び代替動力源が石油燃料による場合、その備蓄量を記載してください。

※4 災害時における石油燃料の消費量を考慮のうえ、備蓄量によって建物が何時間稼働可能かの目安を記載してください。

(2) 車両

車両種類 (※1)	使用目的 (※2)	排気量 (CC)	燃料タンク 容量 (L)	燃料 種類 (※3)	台 数	給油先 (※4)	給油 の目 安 (※ 5)	備考			
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 こ	480-9691	スズキ	教育委員会
バス	けが人搬送	8200	200	軽油	1	SS	3	高知 す	200-759	三菱	村バス(リース)
公用車	現地支援	2690	60	ガソリン	1	SS	1	高知 さ	100-1568	ヒノ	堆肥センター
消防 ポンプ車	消火活動	4000	50	ガソリン	1	SS	1	高 す	830-2010	トヨタ	消防団 第一分団
消防 ポンプ車	消火活動	4000	50	ガソリン	1	SS	1	高 さ	830-2011	トヨタ	消防団 第三分団
消防 ポンプ車	消火活動	3990	50	ガソリン	1	SS	1	高 さ	88-5675	トヨタ	消防団
消防 ポンプ車	消火活動	3990	50	ガソリン	1	SS	1	高知 す	88-0699	トヨタ	消防団
消防 ポンプ車	消火活動	4000	50	ガソリン	1	SS	1	高 さ	830-2013	日野	消防団 第二分団
消防車	消火活動	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 あ	883-2014	ダイハツ	消防団
消防車	消火活動	660	35	ガソリン	1	SS	3	高知 い	883-2014	スズキ	消防団
消防車	消火活動	660	35	ガソリン	1	SS	3	高知 あ	880-651	ダイハツ	消防団
公用車	現地確認	1490	45	ガソリン	1	SS	1	高知 な	300-2166	トヨタ	総務課 (プリウス)
公用車	現地確認	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 け	41-7614	スズキ	土木環境課
公用車	現地確認	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 く	41-9858	スズキ	簡水
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 さ	480-5163	スズキ	企画振興課
公用車	現地確認 広報	2700	65	ガソリン	1	SS	1	高知 つ	300-5474	トヨタハイエ ース	健康福祉課
公用車	現地確認	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 き	480-6960	スズキ	産業振興課
公用車	現地確認 広報	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 く	480-6297	スズキ	健康福祉課
公用車	けが人搬送	3000	65	ガソリン	1	SS	1	高知 せ	300-3166	トヨタ	代替バス (取付機器有)
公用車	現地支援	1780	50	ガソリン	1	SS	1	高知 す	400-96	マツダ	総務課 (旧給食車)
公用車	けが人搬送	2360	60	ガソリン	1	SS	1	高知 つ	300-1702	トヨタ	総務課 (エステイマ)
公用車	現地確認 広報	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 け	41-9235	スズキ	健康福祉課
ブルドーザ	現地支援			軽油	1	SS	3	BBX01577		ブルドーザ -953C	土木環境課
公用車	現地確認 広報	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 い	480-2095	スズキ	教育委員会
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 い	480-5158	スズキ	健康福祉課
公用車	現地確認 広報	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 い	480-6385	スバル サンバーデ イアス	総務 (取付機器有)

車両種類 (※1)	使用目的 (※2)	排気量 (CC)	燃料 タンク 容量 (L)	燃料 種類 (※3)	台 数	給油先 (※4)	給油 の目 安 (※ 5)	備考			
公用車	現地支援	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 う	480-1634	ダイハツ	土木環境課
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 え	480-113	スズキ エブリイ	企画振興課
自動二輪	現地確認	49	3	ガソリン	1	SS	1	芸西村 う	1	スズキ バーデー ー	総務課
自動二輪	現地確認	49	3	ガソリン	1	SS	1	芸西村 う	2	スズキ バーデー ー	健康福祉課
自動二輪	現地確認	49	3	ガソリン	1	SS	1	芸西村 う	3	スズキ バーデー ー	産業振興課
公用車	現地支援	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 う	480-6536	ダイハツ ハイゼット	健康福祉課
フォークリ フト	現地支援	2480	50	軽油	1	SS	3	高知 900 る 9		トヨタ	堆肥センター
フォークリ フト	現地支援	2480	50	軽油	1	SS	3			トヨタ	クリーンセンタ ー
公用車	現地支援	3000	60	軽油	1	SS	1	高知 さ	100-8492	トヨタ	給食車
公用車	現地支援	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 か	480-1544	ダイハツ	集落活動セン ター
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 け	480-1388	スズキ	産業振興課
消防 バイク	消火活動 現地確認	249	9.6	ガソリン	1	SS	3	高知 さ	84-69	ヤマハ	消防バイク隊
消防 バイク	消火活動 現地確認	249	9.6	ガソリン	1	SS	3	高知 さ	84-70	ヤマハ	消防バイク隊
消防 バイク	消火活動 現地確認	249	9.6	ガソリン	1	SS	3	高知 さ	95-27	ヤマハ	消防バイク隊
水上 バイク	けが人搬送	5トン 未滿		ガソリン	1	SS	3	第 282	20856 号	ウルトラ	消防バイク隊
水上 バイク	けが人搬送	0.2トン		ガソリン	1	SS	3	第 230	53578 号	Seadoc	消防バイク隊
水上 バイク	けが人搬送	0.1トン		ガソリン	1	SS	3	第 282	20988 号	カワサキ	消防バイク隊

※1 燃費による走行可能距離を算出するため、排気量の種類ごとに記載してください。

※2 災害時における車両の使用目的を記載してください。

(複数回答可) (例: 現地確認・広報・復旧・消火活動・けが人搬送・現地支援 等)

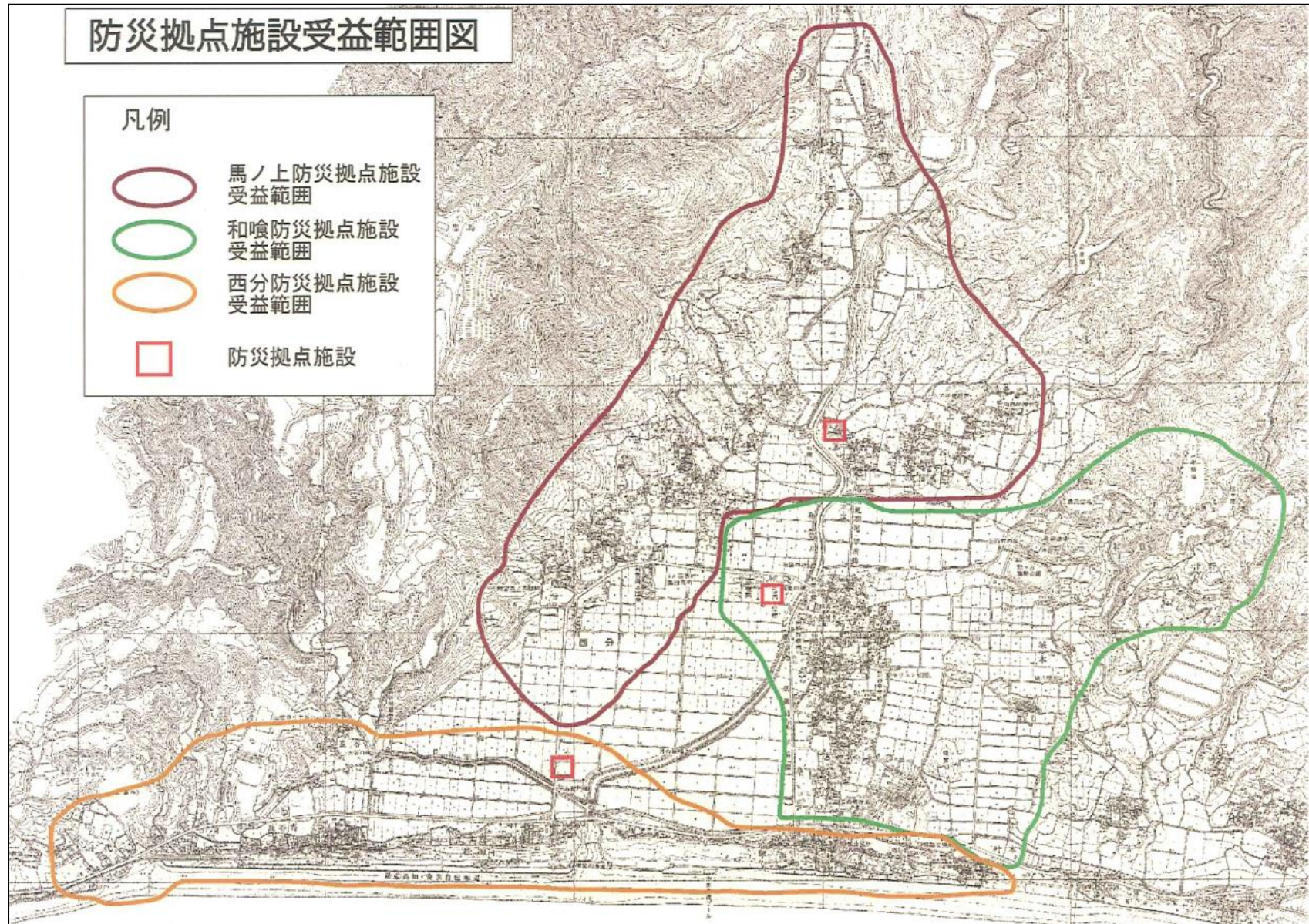
※3 車両の燃料種類(重油A・B・C、軽油、灯油、ガソリン)を記載してください。

※4 平時・災害時における給油先を記載してください。(例: SS or 自社の給油所)

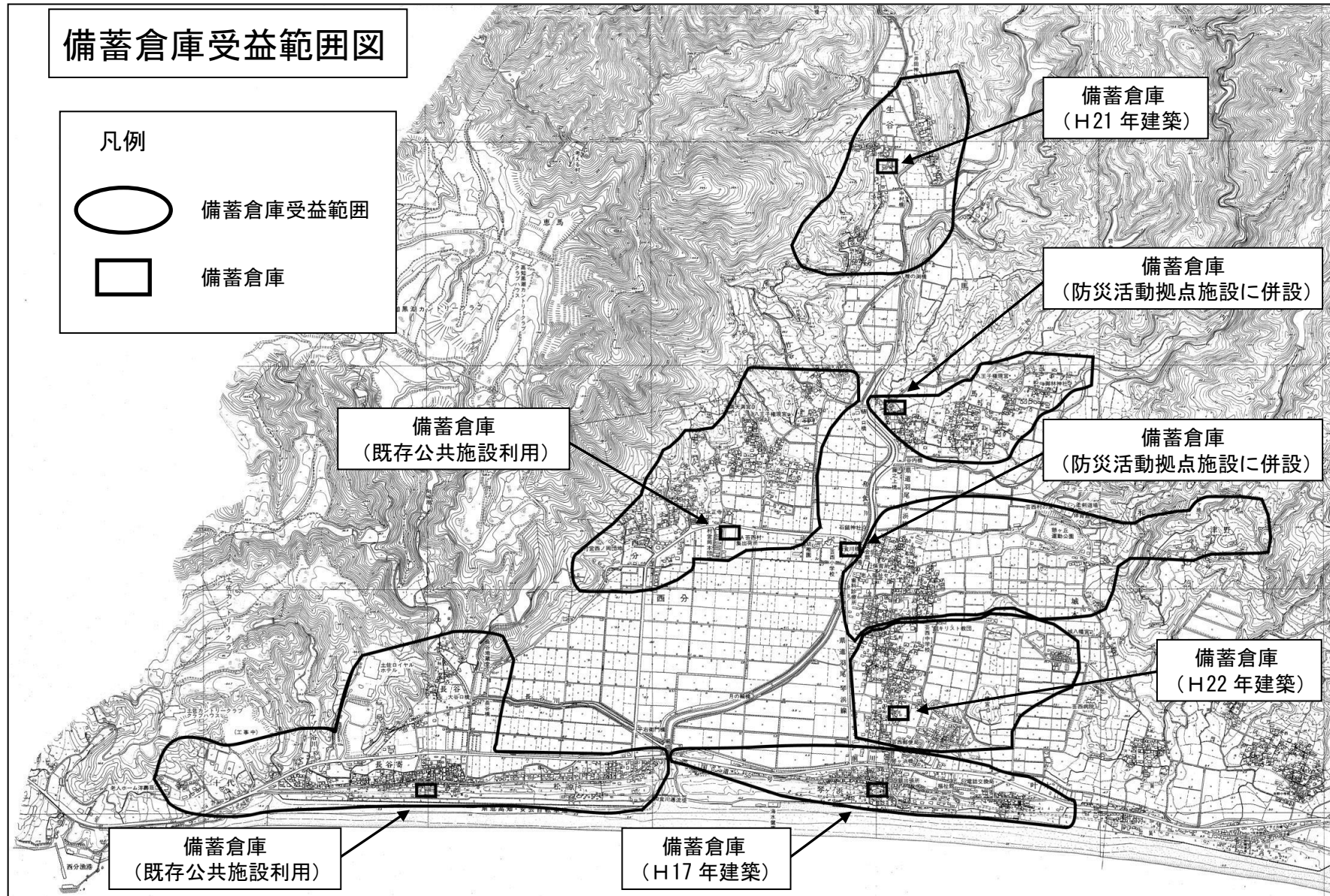
※5 平時燃料を給油するタイミングを凡例に従って番号を記載してください。

(1. 半分 2. Emptyに近い状態 3. 決めていない)

3-20 防災拠点施設受益範囲図



3-21 備蓄倉庫受益範圍図



4 協定・様式

4-1 被害状況報告書

市町村		区分		被害		区分		被害		市町村災害 対策本部	名称			
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			設置	月	日	時
	報告者名	区分		冠水	ha		農林水産業施設	千円				解散	月	日
人的被害		死者	人	畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円				その他の公共施設	千円
	行方不明者	人	冠水		ha		小計	千円						
負傷者	重傷	人	その他	文教施設	箇所		公共施設被害市町村数	団体		農産被害	千円			
	軽傷	人		病院	箇所		その他の	林産被害	千円			畜産被害	千円	
住家被害	全壊	棟	その他	橋りょう	箇所			その他	水産被害	千円			商工被害	千円
		世帯		河川	箇所		その他		その他	千円		消防職員出動延人数		人
		人		港湾	箇所			その他	被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	
	半壊	棟		砂防	箇所		備考		災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）					
		世帯		清掃施設	箇所									
		人		崖くずれ	箇所									
	一部破損	棟		鉄道不通	箇所		備考							
		世帯		被害船舶	隻									
		人		水道	戸									
	床上浸水	棟		電話	回線		備考							
		世帯		電気	戸									
		人		ガス	戸									
床下浸水	棟	ブロック塀等	箇所		備考									
	世帯	罹災世帯数	世帯											
	人	罹災者数	人											
非住家	公共建物	棟	火災発生	建物	件									
	その他	棟		危険物	件									
		棟		その他	件									

4-2 用語の定義

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治癒できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	往家の破損が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その往家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は往家の主要構造部の被害額がその往家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のもは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しかいが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物 その他	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。

被害項目		報 告 基 準
そ の 他 被 害	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理に必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	崖くずれのおそれのある区域内の排水施設・擁壁・ダム、その他崖くずれを防止するための施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	る、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

4-3 罹災者台帳

罹 災 者 台 帳

罹災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 罹 災 場 所	罹 災 の 状 況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 . . 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.落雷 4.その他() 5.不明
	芸西村	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	罹災年月日 . . 調査実施年月日 . . 調査担当者	建物被害：種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼)2.流出 3.半壊(焼)4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊 7.落雷(火事・電化製品・家具)
第 . . 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.落雷 4.その他() 5.不明
	芸西村	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	罹災年月日 . . 調査実施年月日 . . 調査担当者	建物被害：種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼)2.流出 3.半壊(焼)4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊 7.落雷(火事・電化製品・家具)
第 . . 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.落雷 4.その他() 5.不明
	芸西村	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	罹災年月日 . . 調査実施年月日 . . 調査担当者	建物被害：種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼)2.流出 3.半壊(焼)4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊 7.落雷(火事・電化製品・家具)

4-4 罹災証明書

第 号
年 月 日

罹 災 証 明 書

申 請 書 ※本人と確認できるものを提示してください。	芸西村						
	TEL() -						
	(現在の連絡先)						
	TEL() -						
フリガナ							
氏 名 印							
罹 災 世 帯 の 構 成 員							
氏 名	続 柄	性 別	生年月日	氏 名	続 柄	性 別	生年月日
	世帯主	男・女	・ ・			男・女	・ ・
		男・女	・ ・			男・女	・ ・
		男・女	・ ・			男・女	・ ・
		男・女	・ ・			男・女	・ ・
罹 災 物 件	(名称 :)						
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名 :) <input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 貸家						

※太線の中に記入して下さい

罹 災 の 原 因	年 月 日 発生した <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震・津波 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 落雷 <input type="checkbox"/> その他()による
人 の 災 害	(1)死亡 名 (2)行方不明 名 (3)負傷 名
建 物 の 種 類	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他()
罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊(焼)・流出 <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 一部損壊・床下浸水 <input type="checkbox"/> 落雷(火事・電化製品・家具)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

芸西村長

印

<罹災証明について>

- ・ この証明書は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に村が確認できる程度の被害について証明するものです。
※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・ 「罹災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
※ 母屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。

- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害に差が生じる場合があります。

- ・ 「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。
※ 表面に表れない被害(例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

- ・ 罹災者台帳で確認ができないときは、罹災程度に参考となる資料を添付をして下さい。

- ・ この証明は、災害発生後おおむね、1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。

この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので、大切に保管して下さい。

4-5 自衛隊派遣要請依頼書

文章番号
年 月 日

高知県知事 殿

芸西村長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況および派遣を必要とする理由

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 災害発生場所 高知県芸西村
- (4) 災害の状況
- (5) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 派遣を希望する勢力

- (1) 人員 :
- (2) 装備 : 船舶 () ・航空機 () ・その他 ()

4 派遣を希望する区域および活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 連絡場所および連絡職員
- (3) 活動内容 搜索救助・道路啓開・水防・輸送・その他 ()

5 その他参考となるべき事項

作業用資材、派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況

4-6 自衛隊派遣撤収要請依頼書

文 章 番 号
年 月 日

高知県知事 殿

芸西村長 印

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

4-7 避難者名簿

避難所名		開設期間			年 月 日 時から			
					年 月 日 時まで			
番号	住所	氏名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備考	
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
			歳	女男・	日 時 分	日 時 分		
計 名 (内 65歳以上 名、乳幼児 名)								

4-9 災害救助法の関連資料

災害救助法による救助の程度・方法および期間「一般基準一覧表」

令和元年 8月改正

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
①避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上								
②応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 (世帯単位)	1 規模 地域の実情、世帯構成等により設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会などに利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり 5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内								
③炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。								
④飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	該当地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
⑤被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全全流			壊焼出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
						冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半半床			壊焼上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400		21,900	27,600	3,600				
⑥医療	医療救助を要する者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院または診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
⑦助 産	災害発生の日以前又は以後に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産および流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
⑧災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
⑨災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し自らの資力により応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 1世帯当たり595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる場合1世帯当たり300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
⑩生業に必要な資金の貸与	住宅が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用 1 生業費1件当たり3万円以内 2 就職支度費1件当たり15,000円以内	災害発生の日から1か月以内	1 貸与期間2年以内 2 利子 無利子
⑪学用品の給与	住家の全壊(焼)流出半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒(義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、定時制過程及び通信制課程、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。)	1 小学校児童及び中学校生徒教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費 3 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学生児童1人当たり4,500円以内 中学校生徒1人当たり4,800円以内 高等学校等生徒1人当たり5,200円以内	災害発生の日から(教科書)1か月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
⑫埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12才以上)215,200円以内 小人(12才未満)172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
⑬遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
⑭遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理をする。(埋葬を除く)	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案〔救護班以外は慣行料金〕	災害発生の日から10日以内	1 案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
⑮障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活上支障をきたしている場合、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 平均 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
⑯運送費及び賃金職員等雇上費	1 被害者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	⑯運送費及び賃金職員等雇上費
⑰実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 23,900円以内 薬剤師 14,700円以内 保健師・助産師、看護師 15,000円以内 土木技術者、建築技術者 15,600円以内 救急救命士 14,200円以内 大工 22,100円以内、 左官 22,600円以内、 とび職 23,000円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

4-10 協定及び契約

(1) 協定

協定名称	相手方	締結日
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	有限会社響屋	H21.5.8
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H18.8.29
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	サンシャイン芸西	H21.5.12
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	株式会社スリーエフ中四国	H21.5.8
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	サンクス芸西店	H21.4.14
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	土佐あき農業協同組合	H21.7.1
大規模災害時におけるゴルフ場施設等の利用に関する協定	黒潮観光開発株式会社	H17.6.7
鉄道施設の一時使用協定	土佐くろしお鉄道株式会社	H21.6.26
津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	郵便局株式会社	H21.12.1
災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	有限会社芸西観光	H21.12.4
災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	社会福祉法人土佐香美福社会	H22.3.11
非常時における飲料供給に関する覚書	イー・ドリンコ高知株式会社	H23.4.4
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人高知県エルピーガス協会 安芸支部	H23.8.1
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	高知県電気工事業工業組合 安芸支部	H23.9.15
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人みずき会	H23.11.28
	社会福祉法人土佐香美福社会	H23.11.28
災害時における物資の供給に関する協定	こうち生活協同組合	H24.1.18
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	芸西地区建設業協会	H24.2.20
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	H23.10.26
災害時における燃料の供給に関する協定	土佐あき農業協同組合	H21.7.1
災害時の協力に関する協定書	四国電力(株)高知支店	H24.11.20
	四国電力(株)送配電カンパニー高知支店	R2.12.18
特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話(株)高知支店	H25.7.4
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協定に関する協定書	西日本電信電話(株)高知支店	H26.8.4
災害時における避難諸施設としての利用に関する協定書	大和リゾート(株) (土佐ロイヤルホテル)	H26.9.1

災害発生時における芸西村と郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)芸西郵便局長 日本郵便株高知東郵便局長	H27. 6. 4
GPS 波浪計観測情報配信システムを利用した情報の活用に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局次長	H27. 6. 10
災害時における敷地の一時使用に関する協定書	(株)アオイコーポレーション 高知セントラルキッチン	H27. 7. 23
安芸圏域における広域避難に関する協定書	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・ 田野町・安田町・北川村・馬路村	H27. 12. 22
高知県芸西村と高知県大川村の災害時における相互応援に関する協定書	大川村	H28. 1. 28
災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・ 田野町・安田町・北川村・馬路村 高知東部交通(株)・(有)東和観光・(有)芸西 観光	H30. 12. 5

(2) 契約

契約名称	相手方	締結日
災害救急医薬品等整備管理委託契約	医療法人みずき会 芸西病院	H19. 8. 7

5 芸西村避難勧告等の判断・伝達マニュアル

1. はじめに

風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命・身体・財産を守るため、迅速・的確な判断を行うための避難勧告等の判断基準及び適切な避難体制及び情報伝達の確立のために、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定することとする。

2. 避難勧告等の実施及び意味合い

(1) 実施

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、村長（本部長）は、必要と認める居住者・滞在者その他の者に対し、避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する。なお、災害対策基本法など関係法令により、以下の表1のとおり避難勧告・指示を行い得るよう定められている。

表1 避難勧告及び指示の法令規定実施者

実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法
村長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事 知事の命を受けた職員	指示	洪水、高潮、 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（村長）	指示	洪水、高潮	水防法第22条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

(2) 避難勧告等の考え方

避難勧告等の基準については、以下の表2の通りとする。

表2 三類型の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始情報	災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象者は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

3. 避難勧告等の判断基準等

(1) 発令の判断基準

○地区の避難勧告等の発令の判断基準については、基本的には巻末の表3の基準に達した時に、それぞれの類型に応じて、発令する。ただし、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行い、発令する。

(2) 発令の解除

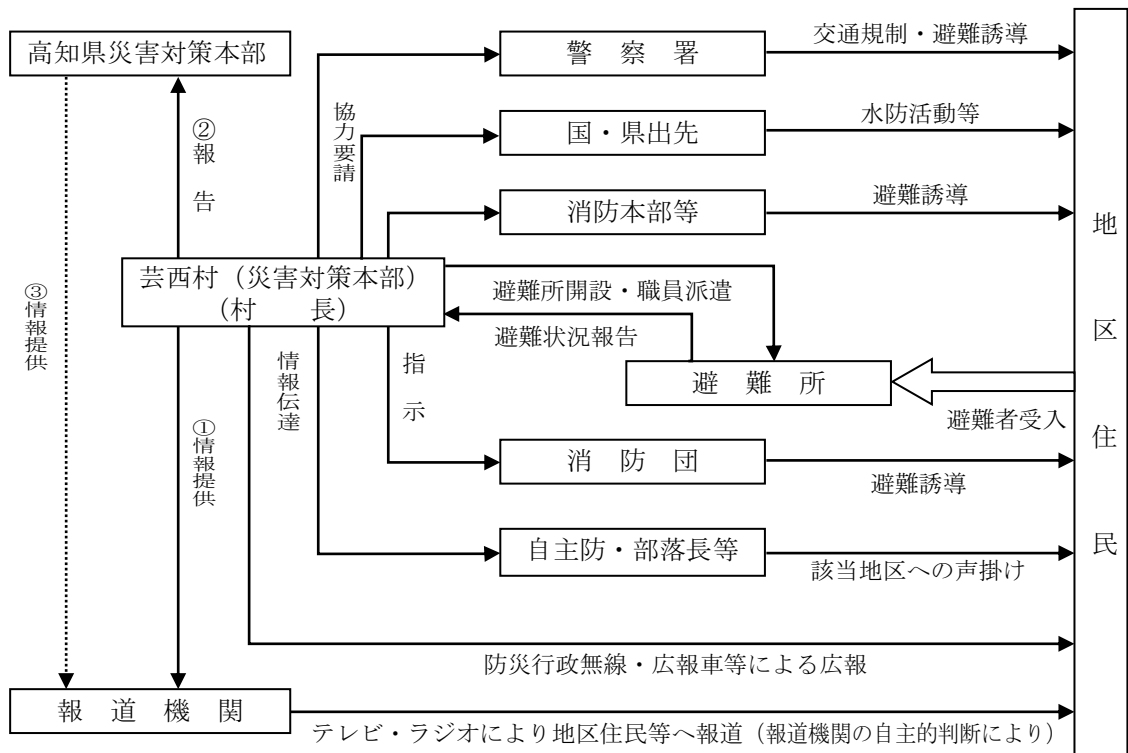
○地区の避難勧告等の発令解除については、上記表2の発令時の状況が解消され、人的被害の発生する危険性が無くなった場合に解除を行う。

4. 避難勧告等の伝達方法等

(1) 避難勧告等の住民への伝達手段

- ① 芸西村（災害対策本部）の広報車等による広報
- ② テレビ・ラジオ等の報道機関による広報（別添：3者【報道機関及び県及び村】による申合せ事項に基づく情報提供）
- ③ ホームページ等による広報
- ④ 消防団等による該当地区への広報等
- ⑤ 防災行政無線（同報系）または消防無線（同報系）による広報（音声及びサイレン）

(2) 避難勧告等の伝達系統



(3) 避難勧告等の伝達内容及び伝達方法等

- ① 上記4. (1) の⑤の防災行政無線（同報系）または消防無線（同報系）の音声により、地区住民に対して、避難勧告等の伝達を行う場合は次の例に沿って、放送を行う。

<p><避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達文（住民あて）>（例）</p> <p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。</p> <p>■こちらは、防災芸西村役場です。</p> <p>■〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p> <p>■土砂災害の危険性が高まることが予想されます。</p> <p>■お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</p> <p>■それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</p> <p>■特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。</p> <p>■避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</p> <p><避難勧告の伝達文（住民あて）>（例）</p> <p>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。</p> <p>■こちらは、防災芸西村役場です。</p> <p>■〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。</p> <p>■土砂災害の危険性が高まっています。</p> <p>■〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。</p> <p>■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。</p> <p><避難指示の伝達文（住民あて）>（例）</p> <p>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。</p> <p>■こちらは、防災芸西村役場です。</p> <p>■〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。</p> <p>■土砂災害の危険性が極めて高まっています。</p> <p>■〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。</p> <p>■避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。</p>
--

- ② 上記4. (1) の②の報道機関への情報提供により、広報を行う場合は以下の方法による。

ア 報道機関への情報提供は、NTT回線FAXにて、別添に定める様式により、速やかに各報道機関へ送信する。

イ 災害対策基本法第 60 条に基づく、県への避難勧告等の報告については、県からも報道機関へ情報提供を行う必要があるために、F A Xにて、速やかに報告を行った後に、総合防災情報システムにより、再度報告を行う。

(4) 伝達先チェックリスト

上記 4. (2) の避難勧告等の伝達システムにより、関係者等に情報伝達を行う場合は下記チェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認を行う。

<p><住民等への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 防災行改無線（同報系）及び消防無線（同報系）<input type="checkbox"/> 広報車・消防車両<input type="checkbox"/> 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・電話<input type="checkbox"/> 役場HPへの掲載 <p><防災関係機関への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 消防団・・・消防無線<input type="checkbox"/> 高知県危機管理・防災課・・・F A X（088-823-9253）・高知県総合防災情報システム<input type="checkbox"/> 安芸警察署・・・F A X（0887-34-0110）・電話（0887-34-0110）<input type="checkbox"/> 安芸消防本部・・・F A X（0887-35-4119）・電話（0887-34-1244）<input type="checkbox"/> 土佐国道事務所・・・F A X（088-885-1603）・電話（088-884-0359）<input type="checkbox"/> 安芸土木事務所・・・F A X（0887-34-0313）・電話（0887-34-3135） <p><報道機関への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> NHK高知放送局放送部・・・N T T回線（088-823-2300）F A X（088-873-0337）<input type="checkbox"/> 高知放送報道センター・・・N T T回線（088-825-4240）F A X（088-824-7893）<input type="checkbox"/> テレビ高知報道・・・N T T回線（088-880-1111）F A X（088-884-1843）<input type="checkbox"/> 高知さんさんテレビ報道・・・N T T回線（088-880-0033）F A X（088-885-0621）<input type="checkbox"/> エフエム高知・・・N T T回線（088-872-1100）F A X（088-875-8787）
--

5. 地区から避難所までの道程（住宅地図）

地区から避難所までの道程については、別添住宅地図のとおりである。

6. 避難所の開設及び管理運営

(1) 避難所の開設

- ① 避難勧告・避難指示及び避難準備情報等により住民が自発的に避難を開始した場合には、村長はすみやかに必要な避難所を開設する。
- ② 指定する避難施設については、施設管理者へあらかじめ村長からその旨を通知し、了承を得ておくものとする。
- ③ 避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡し、指定民有施設にあつては、事前に施設管理者より、鍵を借り受ける等の手段により、円滑な避難所開設を行う。

(2) 避難所の管理運営

- ① 避難所を開設する際には、村長は直ちに村の職員を当該避難所へ派遣し、避難住民の保護に当たらせる。
- ② 避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、村とは情報連絡を密に行う。
- ③ 避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成する。

(3) 避難所の閉鎖

村長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示を行う。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

(4) 避難所一覧表

指定する避難所については、別添一覧表のとおりである。(施設名、所在地、電話、収容人員、施設管理者)

	地域防災計画資料編参照				

7. 地区の世帯数及び人数

地区毎の世帯数及び人数は以下の一覧表のとおりであるが、この地区毎に避難勧告等の発令を行うとは限らず地区の細分化を行い、発令することもある。

地域防災計画資料編参照		

■和食川内水氾濫・破堤・越水等

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	和食川 水位観測所 和食川下流地点	確認・注意事項等
対象地区	芸西村 村内全域 想定避難場所 各地区の指定する避難所	○避難所までの距離は遠いところでも徒歩で15分程度で避難可能 ○家屋浸水水位 2.5m (TP4.4)
避難準備・高齢者等避難開始	○水位が 4.6m (TP6.5) に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合(※) ※今後の水位予測については、洪水予報・上流の雨量計・気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行うこととする。 (なお、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難準備・高齢者等避難開始情報発令を事前に検討。)	○避難準備・高齢者等避難開始報発令時点で、あらかじめ内水や地下水上昇により、浸水のおそれのある地域等については、広報車等により、注意喚起を行う。
避難勧告	○河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認 ○水位が 5.0m (TP6.9) に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合(※) ※今後の水位予測については洪水予報・上流の雨量計・気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行うこととする。 ○巡視等により越水・破堤の危険があると判断した場合。 ○地区住民等より通報等があった場合 (なお、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難勧告発令を事前に検討。)	避難勧告等の発令した場合の広報手段については、防災行政無線(同報系)、村の広報車及び消防団車両等により周知を行うこととなる。
避難指示	○破堤を確認 ○河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ○計画高水位である 5.2m (TP7.3) に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合(※) ※今後の水位予測については、洪水予報・上流の雨量計・気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行うこととする。	

【参考】

芸西村排水機場稼働水位		
和食排水機場	西分排水機場	西分下流排水機場
○1号ポンプ稼働水位 1.3m (TP3.2)	○先発ポンプ稼働水位 1.3m (TP3.2)	○先発ポンプ稼働水位 1.6m (TP3.5)
○2号ポンプ稼働水位 1.6m (TP3.5)	○後発ポンプ稼働水位 1.4m (TP3.3)	○後発ポンプ稼働水位 1.8m (TP3.7)
○3号ポンプ稼働水位 1.9m (TP3.8)		

情報の入手先 河川水位・雨量情報：高知県総合防災情報システム
雨量情報：高知地方気象台（TEL088-822-8881）
巡視・道路情報等：高知県芸西土木事務所（TEL0887-34-3135）

■めさい川内水氾濫・破堤・越水等

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	和食川 水位観測所 和食川下流地点	確認・注意事項等
対象地区	芸西村 和食浜地区（国道沿い） 和食浜西 浜東 園芸ハウス地区 想定避難場所 各地区の指定する避難場所	○避難所までの距離は遠いところでも徒歩で15分程度で避難可能 ○家屋浸水水位 2.5m(TP4.4)
避避難準備・高齢者等避難開始	○水位が2.3m(TP4.2)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合(※) ※今後の水位予測については、洪水予報・上流の雨量計・気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行うこととする。 (なお、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難準備・高齢者等避難開始情報発令を事前に検討。)	○避難準備・高齢者等避難開始情報発令時点で、あらかじめ内水や地下水上昇により、浸水のおそれのある地域等については、広報車等により、注意喚起を行う。

【参考】

芸西村排水機場稼働水位		
和食排水機場	西分排水機場	西分下流排水機場
○1号ポンプ稼働水位 1.3m(TP3.2)	○先発ポンプ稼働水位 1.3m(TP3.2)	○先発ポンプ稼働水位 1.6m(TP3.5)
○2号ポンプ稼働水位 1.6m(TP3.5)	○後発ポンプ稼働水位 1.4m(TP3.3)	○後発ポンプ稼働水位 1.8m(TP3.7)
○3号ポンプ稼働水位 1.9m(TP3.8)		

情報の入手先 河川水位・雨量情報：高知県総合防災情報システム
雨量情報：高知地方気象台（TEL088-822-8881）
巡視・道路情報等：高知県安芸土木事務所（TEL0887-34-3135）

■高波災害

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	芸西村海岸沿岸部	注意・警告事項
対象地区	西分浜地区（計5地区） 和食浜地区（計5地区） 想定避難場所 各々地区に定める避難場所 各地区一健常者：約20分以内 災害時要配慮者：約40分以内（消防団・地区協力者などの協力により）	
避難準備・高齢者等避難開始	○安芸地区に『波浪・高潮』警報発表。 ○台風が高知県東部にかなり接近あるいは上陸の見込み。 ○高知地方気象台が発表する『高波に関する高知県気象情報』により、予想波高が3時間後に高知東部で12mを超える場合で、高知港の満潮時間帯も考慮。 (なお、台風の接近に伴い、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難準備・高齢者等避難開始情報発令を事前に検討。)	
避難勧告	○安芸地区に『波浪・高潮』警報発表。 ○台風が高知県東部にかなり接近あるいは上陸の見込み。 ○高知地方気象台が発表する『高波に関する高知県気象情報』により、予想波高が1時間後に高知東部で12mを超える場合で、高知港の満潮時間帯も考慮。 ・巡視等により人的被害が発生するおそれのある越波・越流の危険があると判断した場合 ・地区住民等より通報等があった場合。 (なお、台風の接近に伴い、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難勧告発令を事前に検討。)	
避難指示	・地区の防潮施設からの人的被害が発生するおそれのある越波が発生。 ・地区の防潮施設の損壊が発生。 ・危険の切迫度により避難に急を要する時。	

情報の入手先 「高波に関する高知県気象情報」：高知地方気象台（TEL088-822-8881）

波浪警報：高知地方気象台（TEL088-822-8881）

台風情報：高知県総合防災情報システム

有義波実況：ナウファスHP（<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>）

※「波高」（有義波高） 一定の数の波の高さと波長を観測し、大きい方から3分の1の波の平均波高と平均波長を求めることによって、得られる大きさの波のことであるため、実際にこの高さや波長の波が連続してやってくるのではなく、統計的に100波に1は有義波高の1.6倍、1,000波に1波は約2倍近くの波高の波が起こると言われており、注意が必要。

■土砂災害

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や危険箇所巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	芸西村全域 雨量観測所：安芸土木事務所雨量観測所（県河川局） 雨量判定図観測所：安芸土木事務所雨量観測所（県河川局） 雨量判定図観測所：芸西村雨量観測所（瓜生谷・城本・道家）
対象地区	芸西村全域（西分浜西、長谷、西分郷地区、和食浜西、和食山地区、馬ノ上地区、瓜生谷地区、道家・久重・国光地区） （村内のほとんどが危険箇所であり、芸西村内全域とする。） 想定避難場所 ○各々地区に定める避難場所 想定避難所要時間 ○各地区一健常者：約 30 分以内 災害時要配慮者：約 1 時間以内（消防団・地区協力者などの協力により）
避難準備・高齢者等避難開始情報	○村職員等による危険箇所パトロールの際、村内各所で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・水量の変化）の発生 ○大雨・洪水警報が発表され、高知県水防情報による累積雨量 200mm を突破し、さらに今後も強い降雨のおそれがある場合（※） ○高知県水防情報による最大 3 時間雨量が 150mm を超え、さらに今後も強い降雨のおそれがある場合（※） ※-今後の降雨予測については、気象庁レーダー・アメダス等により、判断を行うこととする。 （なお、風雨が強まるおそれ及び夜間を迎える場合について、避難が困難になる場合は、避難準備・高齢者等避難開始情報発令を事前に検討。）
避難勧告	○村内各所で前兆現象（斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見 ○高知県土砂災害警戒情報が発表され、または、高知県水防情報による累積雨量 500mm を上回る場合で、総合的に避難の必要があると認めた時（※ 1） ※-今後の降雨予測については、気象庁レーダー・アメダス等により、判断を行うこととする。 ○地区住民等により前兆現象発見等の通報等があった場合 ○村長が総合的に避難勧告の必要があると認めた時。 （なお、風雨が強まるおそれ及び夜間を迎える場合について、避難が困難になる場合は、避難勧告発令を事前に検討。）
避難指示	○高知県土砂災害緊急情報が発表されたとき（※ 2） ※-今後の降雨予測については、気象庁レーダー・アメダス等により、判断を行うこととする。 ○村内各所で地すべり・山崩れなどの土砂災害が発生 ○村内各所で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 ○村長が早急に避難指示の必要があると認めたとき。

※ 1 「土砂災害警戒情報」とは、高知県の基準である「土砂災害警戒避難基準雨量」と、高知地方気象台の基準である「土壌雨量指数」の、両方の基準を超えた場合に発表される情報のことである。

※ 2 重大な土砂災害の急迫している状況において、高知県が行う緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報のことである。

情報の入手先

大雨注意報・警報	高知地方気象台（088-822-8881）
雨量判定図	高知県土木部防災砂防課ホームページ （ http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/uryou/LINK_7.htm ）
土砂災害警戒情報	高知県土木部防災砂防課及び高知地方気象台 （088-823-9845・088-822-8881）
雨量情報	高知地方気象台（088-822-8881）
河川水位・雨量情報	高知県総合防災情報システム

種 類		基 準		
警 報	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準	28	
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準	224	
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準(※1)	和食川流域=12.6、谷内川流域=8 和食川流域=(16、11.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm		
波浪	有義浪高	6.0m		
高潮	潮位	2.0m		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	168	
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準(※1)	和食川流域=10、谷内川流域=6.4 和食川流域=(15、10)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義浪高	3.0m	
	高潮	潮位	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雨			
低温	最低気温-4℃以下(※2)			
霜	3 月 20 日以降の晩霜			
着氷				
着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は高知地方气象台の値。

芸西村
地域防災計画

令和2年10月改訂

編集：芸西村防災会議
発行：芸西村総務課

〒781-5792
高知県安芸郡芸西村和食甲 1262 番地

TEL 0887-33-2111
FAX 0887-33-4035